

# 近世中期大坂代官の幕領支配

大坂町奉行・勘定奉行との関係を中心に

小倉 宗

## 【論文】

はじめに

近世における上方は、山城・大和・近江・丹波（以下、城和江丹）と、摂津・河内・和泉・播磨（以下、摂河泉播）との八カ国をおおよその範囲とし、政治・経済・軍事上、関東とならぶ幕府の拠点地域であった。そこでは、京都・大坂・奈良・堺（・伏見・大津）といった直轄都市やその他多くの幕領が設定されるとともに、奉行所や代官役所など、幕府の各種機関が設置されていた。また、当該地域では、錯綜する所領配置がなされたため、住民は所領をまたいで活動し、個別領主の所領支配だけでは解決できない問題も多くなった。そこで近世初期の国奉行以来、幕府の奉行は国を単位として、所領の区別を超えた広域的な支配（以下、広域支配）を展開することになる。<sup>①②</sup>とりわけ享保七年（一七二二）以降は、『公事方御定書』下巻（以下、御定書）第一条にも規定

されているように、<sup>③</sup>京都町奉行が城和江丹四カ国、大坂町奉行が摂河泉播四カ国を範囲にするとともに、そのうち大和国については奈良奉行が、和泉国については堺奉行がそれぞれ範囲として、各種の行政・裁判を実施していた。これらは、幕府による全国支配の一形態として、所領支配相互の利害を調整し、地域全体の問題に対処するシステムであったと考えられる。このように、近世上方の支配構造は、幕府奉行の広域支配と個別領主の所領支配とによって二元的に構成される点に特徴があり、その関係を検討することは重要な論点となる。

\* 以下、本稿では、①幕府の奉行や代官については奉行、代官と表現し、そのうち上方に役所や支配地をもつものについては上方奉行、上方代官と表現する。②また、本来所領とは、大名や旗本などの私領主が領有する私領（「領分」、「知行所」と、將軍・幕府

が領有する幕領（「御料」）のことをあらわす概念であると考えられる。そしてこれは、土地領有やそれを媒介とする領主編成のレベルにおける枠組みである。しかしながら、土地領有と不可分の関係にある住民（および土地）支配の実態をみると、同じ將軍・幕府の所領といつても、すべてが同質・一体なものではなく、その内部においては、代官などの各役所が独立して一定の土地と住民を直接支配していることがわかる。それゆえ、幕領の住民からすると、自らの「領主」と実感しうる存在は、將軍本人や幕府の機構全体であるというよりは、むしろ自らを直接支配するそれぞれの役所であるということになるであろう。実際、行政や裁判などさまざまな場面において、奉行の直轄都市（「奉行直支配町方」）や代官の支配地（「代官所」）など、幕領内部における役所ごとの支配地（「支配所」）は、大名の領分や旗本の知行所といった各種の私領と同列に、独立した住民支配の枠組み・単位としてあつかわれていた。すなわち、所領については、土地領有と住民支配の二つの側面から検討することができるのである。そこで本稿では、住民支配のレベルより領主や国家の編成を考えようとする立場から、各種の私領とともに、奉行の直轄都市や代官の支配地についても、それぞれ独立した所領としてあつかうこととする。③ただし、代官はもともと十分な組織や権限が与えられておらず、上司たる奉行の指示や協力を得てはじめて、所領支配＝幕領支配を実現することができた。それゆえ、幕領支配の機構は、現地において実務

を担当する代官と、機構内部において代官を指揮監督する奉行との両者によって構成されるものととらえることができる。そしてそのことは、代官の幕領支配を考える際に、奉行との関係をふまえることが不可欠であるということをも意味している。

ところで、近世の上方（畿内近国）における支配や社会に関する研究、いわゆる畿内近国論は、これまで多くの論者によって盛んに進められてきた。そこでは、上方奉行による広域支配、村や地域の社会構造、<sup>④</sup>支配を請負う用聞・用達の存在など、主として地方の史料を使用しながら多くの成果が生みだされている。これに対して、奉行や代官、大名や旗本などの支配機関自体については、近年検討されはじめているものの、研究史の動向や史料的な制約などから、いまだ解明されていない部分も多い。<sup>⑤</sup>とりわけ、大坂や京都・大津などに役所を置いた上方代官（以下、大坂代官、京都代官、大津代官）の幕領支配については、こうした傾向が強い。この点については、村田路人氏は「幕府の畿内支配機関に関する研究は、あまり進んでいるとは言いがたい」「大坂代官については、そもそも代官役所史料が残されていない上に、地方史料による検討も進んでおらず、研究は大きく立ち遅れた状況にある」と述べている。<sup>⑥</sup>

そこで、上方代官の幕領支配に関する先行研究をみると、次のように、享保期に大きな改革の行われたことがわかる。

（一）享保七年（一七二二）以前、年貢の徴収や幕令の伝達などの

点において、京都町奉行が上方八カ国の幕領を統轄したため、それを支配する上方代官も京都町奉行の指揮下にあった。<sup>①</sup>

(2)ところが江戸において勘定所機構が整備されるのにもない、同年以降、勘定奉行が上方代官を直接支配するようになった。<sup>②</sup>

これによると、享保期以前では、上方代官が京都町奉行の支配を受けているため、広域支配と所領支配(＝幕領支配)との両面において、上方幕領に関する支配活動は上方の幕府機構内部においておおよそ完結していたと考えられる。ところが享保期以降になると、上方代官が基本的に江戸勘定奉行の支配に移されたため、上方奉行は上方幕領に対し、私領の場合と同様、純粹な広域支配機関へと立場を変えていったことになる。しかしながら、歴史的な経緯や地理的な近接性、幕府としての一体性などをふまえると、享保期以降、上方奉行が上方代官の幕領支配に対して、まったく関与しなくなったということは考えにくい。他方、享保期以降、江戸の勘定奉行は上方代官を支配するようになったが、上方幕領についてはどのように関与してくるのだろうか。

あるいは実際のところ、上方幕領をめぐる上方代官と上方奉行・勘定奉行との関係はどのようなものだったのだろうか。これらの点からすると、享保期の改革を経た近世中期における上方の幕領支配を検討する意義と興味は大きいと考える。

そこで本稿では、近世中期上方の幕領支配について比較的多くの事例を提供してくれるものとして、大坂代官の幕領支配を検討することにする。具体的には、大坂町奉行所の役人が大坂代官についてまとめ

た史料であり、大阪商業大学商業史博物館蔵「佐古文書」に収められている『当地住御代官取捌』を取り上げ、その本文を翻刻・紹介するとともに(史料)、それを主に使用しながら、近世中期における大坂代官の幕領支配を検討する(論文)。またそれに加えて、これまで紹介されたことのない大坂「代官役所史料」として、九州大学法学部蔵の『伺書』を取り上げ(表)、その内容についても検討を加える。なおその際、大坂代官と大坂町奉行・勘定奉行との関係を中心に、幕府機構における役人・役所間の指揮監督関係や政策の立案・実施過程についても、あわせて注目していきたい。

## 第一章 検討の前提

### 第一節 安永・天明期の改革

#### 一 支配活動の三側面

さて、近世中期における大坂代官の幕領支配を検討するにあたり、まず本章では、その前提となることばを確認しておきたい。

幕府や私領主が所領・地域を支配する活動については、①年貢・普請・出納・知行など、収益・財政あるいは土地領有に関することがら、②公事・訴訟など、行政・裁判あるいは住民支配に関することがら、③「老中支配」の勘定奉行や大坂町奉行など、役人・役所間における身分上・職務上の指揮監督関係、という大きく三つの側面から検討することが可能であると考えられる。たとえば、享保改革において、勘

定所機構が、①の機能を担当する勝手方と、②の機能を担当する公事方とに二分されたこと<sup>15)</sup>や、全国の代官が基本的に、勘定奉行の「支配」に一元化されたことなどは、三つの側面をめぐる事例である。これらのうち、①・②は支配機構による土地・住民の統治に関することからであり、③は支配機構内部における人事や組織の編成・管理に関することからであるが、支配の概念は、この両方を含むものにとらえられる（ただし、史料用語としての「支配」は、主として身分上の指揮監督関係のことをあらわすものと考えられる）。しかも、奉行が私領の年貢を徴収したり、私領主が奉行を任免したりすることは考えられないのに対して、異なる私領の住民相互の紛争を奉行が処理していることからすると、これら三つの側面のうち、広域支配と所領支配とが同じ次元で交錯し、両者の関係が鮮明に現れるのは、②の側面であるということになる。そこで本稿では、出入物・吟味物や訴・願・届といった②公事・訴訟に関することがらを中心に、近世中期における大坂代官の幕領支配を検討することにした。なお、藪田貫氏は、天保・弘化期の  
大坂（谷町）代官であった竹垣直道の日記を検討するなかで、「公事方については、博打、密通、捨て子、家出、変死、出火、行き倒れ、喧嘩、預け銀出入、富・相撲の興行などの記事が日記に散見される」と述べておられ、大坂代官の処理した②公事方の側面について、その具体的内容を知ることができる。<sup>16)</sup>

## 二 安永・天明期の改革と『当地住御代官取捌』（大阪商業大学蔵）

ところで、上方代官の幕領支配については、享保期とやらんで、安永・天明期にも、公事・訴訟に関する大きな改革が実施されることとなるが、『当地住御代官取捌』は、その安永・天明期の改革について、「当地住御代官」＝大坂代官との関係を中心に、大坂町奉行所の役人がまとめたものである。それゆえ、『当地住御代官取捌』は、大坂「代官役所史料」そのものではないが、安永・天明期の改革において一方の当事者であった大坂町奉行が、大坂代官との交渉過程をまとめたものであり、両者の関係を検討するうえで、きわめて有益なものである。<sup>16)</sup>

\*以下、本稿では、【史料】において紹介した『当地住御代官取捌』の収録史料を、【論文】において使用する場合、「史料番号」の形で典拠を示すこととする。

なお、近世中期の大坂町奉行に関する史料としては、天明七年（一七八七）一月、大坂東町奉行小田切土佐守より新任の大坂城代堀田相模守に提出された『享保以来御取計替候ヶ条書』<sup>17)</sup>が、従来もつともよく知られている。この史料は、近世中期における大坂町奉行の活動内容について、同奉行が自ら作成・提出するという優れた史料であるとともに、はやく明治四四年（一九一）の『大阪市史 第五』<sup>18)</sup>において翻刻・紹介されたため、これまで多くの研究に利用されてきた。しかしながら、この史料は、近世中期における大坂町奉行の多様な活動内容を一書にまとめているため、史料の原文も一部引用されているも

の、基本的には要約・編纂された二次史料である。それゆえ、先行研究の水準を越えて、改革の過程や活動の内容を正確に把握するためには、原文にもとづいて再検討する必要があると思われる。その点、本稿で取り上げる『当地任御代官取捌』は、大坂町奉行所の役人が、基本的に原文を筆写・集成したものであり、近世中期における大坂町奉行の活動内容を検討するうえでもきわめて有効な素材となるだろう。

## 第二節 公事・訴訟の制度と用語

### 一 出入物・吟味物と訴・願・届

周知のように、出入物・吟味物や訴・願・届といった公事・訴訟に関することがらについては、これまで主として近世法制史の分野において研究が進められてきた。とりわけ、小早川欣吾氏の民事訴訟制度に関する研究<sup>19)</sup>、平松義郎氏の刑事訴訟制度に関する研究<sup>20)</sup>は貴重な成果である。また、近世中後期の幕府における公事・訴訟の制度的枠組みは、基本法典である御定書に規定されている<sup>21)</sup>。そこで本節では、近世法制史の成果や御定書の規定をふまえながら、検討の前提となる公事・訴訟の制度や用語について確認しておきたい。

まず、幕府の訴訟・裁判手続は「出入筋」(または「目安懸」と「吟味筋」との二つに分かれ、その対象はそれぞれ「出入物」(または「公事」)、「吟味物」と呼ばれた。出入筋は、傷害(疵付)などの可罰的行為も範囲に含めながら、私的な紛争の解決を目的とする民事・刑事

両訴訟手続である。ここでは、原告(「訴訟人」)が訴状(「目安」)を提出すると、役所が裏書を加え、それを被告(「相手方」)のもとに送達させることによって開始され、両当事者を対決審理したうえで、役所が判決(「裁許」)を与えた。これに対して、吟味筋は、犯罪者の処罰を目的とする刑事訴訟手続である。ここでは、役所が訴訟人の請求に応じるか、または自ら職権的に捜査を開始し、容疑者を審理(「吟味」)したうえで、刑罰(「仕置」)を決定した<sup>22)</sup>。

他方、住民が役所に対して請求・報告する行為は「訴訟」と総称され、そのなかには「訴」、「願」、「届」(または「断」)の三つがあった。

このうち届が、役所に事実を報告するものであるのに対して、訴や願は、役所に対して一定の行為を請求するものである。また、訴が相手方を設定する出入筋のことであるのに対して、願は特定の相手方を設定せず、政策の実施や変更・廃止などを役所に請願する行為であった<sup>23)</sup>。

\*以下、本稿では、①出入筋の対象となる私的な紛争については出入、吟味筋と一部の出入筋の対象となる犯罪や可罰的行為については事件と表現する。②また、実際の史料においては、訴訟・訴・願・届はしばしば混用されるが、本稿では、それぞれの意味を区別して用いる。

### 二 手限と引合

つぎに、幕府の行政・裁判においては、ある役所が他者の関与なし

に単独で決定しうる権限の範囲を一般に「手限」という。とりわけ裁判の過程は、①出入や事件を吟味する段階、②裁許や仕置の内容を決定する段階、の二つに分けられるが、吟味の手限（以下、手限吟味権）を超える場合には、役所は単独で審理できず、他の役所に移管（「差出」）しなければならなかった。また、手限吟味権の範囲内であっても、審理することが難しい場合、あるいは裁許や仕置の手限（以下、手限仕置権）を超える場合には、役所は単独で判決内容を決定することはせず、上級役所に判断を仰ぎ（「伺」）、その指示（「差図」「下知」）にしたがって判決を与えることになっていた。<sup>(24)</sup>

さらに、御定書第三条の規定などによると、私領主や代官などが手限で吟味しうる範囲は、①家臣団やその家族、②所領の人別に登録された住民、に限られている（私領については「二領限」、代官の支配地については「二支配限」と表現される）。これに対して、他の所領（私領については「他領」、代官の支配地については「他支配」と表現される）の住民が関連（「引合」）する出入や事件については、私領主や代官などの手限吟味権を超えるものであるため、奉行のみがそれぞれの住民を呼出し、吟味することができた。<sup>(25)</sup> それゆえ、他領他支配引合の出入や事件は、私領主や代官などから担当の奉行に移されることとなるが、その際、いずれかの手続がとられる。

(1) 住民が目安をもって他領他支配の住民を相手取り、奉行に直接訴える（「目安懸」）。ただし、住民が目安を提出する場合、自らを支配する役所から事前に承認を受け、その証明書である

「添簡」（あるいは「添翰」）を持参しなければ、奉行に受理されなかった。

(2) 私領主が幕府（大名なら老中、旗本なら若年寄）に対して、住民の事件を奉行で吟味してもらおう願う（「奉行所吟味願」）。<sup>(26)</sup> ただし、幕府機構の内部にある代官は、職制上の支配関係に従って、上司である勘定奉行に差出すことになっている。<sup>(27)</sup> また代官は、原則として手限仕置権をもたないため、一支配限の事件を手限で吟味した場合でも、仕置についてはすべて勘定奉行に伺い、その指示を仰がなければならなかった。<sup>(28)</sup>

以上、検討の前提となる公事・訴訟の制度や用語を確認した。それらをつまみつつ、第二・三章では、安永・天明期の公事・訴訟に関する改革を中心に、大坂代官の幕領支配を具体的に検討することとした。

## 第二章 安永期の改革

### 第一節 大坂代官と牢屋

#### 一 大坂代官の概要

はじめに、本稿に関連する範囲において、大坂代官の概要を確認すると、次の通りである。<sup>(29)</sup>

(1) 大坂には近世初期より代官の役所が置かれたが、享保期以

降は、勘定奉行支配の代官三名が、鈴木町北側・同南側と本町橋東浜の各役所に分かれて活動していた。このうち、本町橋東浜の役所は、安永年間（一七七二～一七八一）に谷町一丁目の旧西町奉行所跡に移転する。また、文化一〇（一八一三）年には、鈴木町南側役所が廃止され、以後幕末まで大坂代官は二名体制をとるようになった。<sup>31)</sup>

(2) また安竹貴彦・上山卓也の両氏は、近世中後期大坂代官の公事・訴訟に関する問答集である『大坂公事方問合伺留』を紹介されるとともに、次のように指摘されている。<sup>31)</sup> すなわち、①大坂代官は幕領支配において、大坂町奉行による広域支配の影響を強く受けるとともに、支配地の住民より提出された届などについては、同奉行に毎月報告する必要があった。そのため、処理しきれない問題がある場合、大坂代官は大坂町奉行にしばしば問合わせ、その活動内容を把握するとともに、自らの幕領支配に準用していた。②その際大坂代官は、「大坂町奉行との問答では出入筋や行政実務を扱っているのに対し、勘定奉行は一支配限の吟味筋や年貢に関する問合を行っていた。」

これによると、享保期以降においても、大坂代官は幕領支配を実施するにあたり、勘定奉行の指揮を受けるだけではなく、大坂町奉行ともきわめて密接な関係にあったことがわかる。なお、大坂代官の支配地は、大坂町奉行が広域支配を展開する摂河播だけでなく、堺奉行の和泉国や奈良奉行の大和国などにも分布していることから「七・八・

九」、大坂代官の幕領支配を検討する際には、大坂町奉行だけでなく、他の上方奉行との関係にも留意する必要がある。

## 二 大坂代官の牢屋

つぎに、近世中期の大坂代官については、平松義郎氏が「大坂代官で牢のないものは、一支配限の事件でも町奉行に差出しており、安永二年にこの旨勘定奉行より大坂町奉行に申入れ、以上のような取扱がなされていたのである。しかし遅くとも安永八年（一七七九）には、大坂代官役所にも牢が設けられ、支配所限の出入吟味物はなるべく代官が自ら行うよう勘定奉行より命ぜられた。」と述べられている。<sup>32)</sup> しかしながら、御定書第三条の規定にしたがえば、一支配限の事件は、代官が手限で吟味すべきものである。また、ここで平松氏は、大坂代官が牢屋を設置した時期について、二次史料である『享保以来御取替候ヶ条書』を根拠としながら、「遅くとも安永八年」というおおよその時期だけを推定されている。そこで本項では、原文の史料にもとづいて、牢屋の設置された時期を確定するとともに、その前後において、大坂代官が支配地における出入や事件をどのように処理したのかについて検討してみたい。（史料一）は、安永八年（一七七九）八月一四日、勘定奉行より大坂町奉行に宛てられた書状である「一」。

（史料一）

然者大坂在勤御代官申聞候支配所内江牢屋相建候儀二付、……当

時大屋四郎兵衛御代官所大坂三郷統摂州東成郡天王寺村牢屋敷地

引之場所江牢屋老々所相建、一支配内出入・吟味もの可成たけ銘々御代官手限ニ而吟味詰、拙者共相伺、実々難決分又者他之引合有之候ハ、撰河泉播四ヶ国之儀者是迄之通各様御役所江差出、泉州之内堺奉行江差出候類者右奉行江差出可申旨申渡候、右者窺之上板（老中・板倉） 佐渡守殿依御差図、書面之通申渡候、

これによると、①大坂谷町代官大屋四郎兵衛の支配地であり、直轄都市大坂に隣接する天王寺村において、大坂代官が牢屋を設置した時期は安永八年八月であることが確定できる。また、②安永八年に自前の牢屋を備えたことにより、大坂代官は一支配限の出入や事件を手限で吟味し、その判決内容については勘定奉行に何うようになったこともわかる。逆にいうと、従来大坂代官は、自前の牢屋をもたなかったため、一支配限の出入や事件について、原則上は手限で吟味すべきであったにもかかわらず、実際上は吟味することなく、大坂町奉行や堺奉行などの上方奉行に差出していたと考えることができる。

本来、大坂代官が一支配限の事件を吟味することができない場合には、職制上の支配関係にしたがって、上司である勘定奉行に差出すべきである。ところが、そうした原則にしたがうと、事件の当事者や関係者は、上方からわざわざ江戸の勘定奉行にまで赴かねばならず、往復や滞在の日数・費用について、大きな負担を強いられることになる。他方、上方には、勘定奉行と同格の老中支配であり、しかも多様な問題を処理する組織や能力を備えた上方奉行が存在する。そこで実際上の手間を考えると、正式な支配関係にもとづいて江戸の勘定奉行に送

るよりは、一支配限の事件についても、他領他支配引合の場合と同様に、大坂代官から上方奉行に差出し、そこで処理してもらう方が合理的である。それゆえ、吟味するための施設である牢屋のなかった段階では、他領他支配引合の場合だけでなく、一支配限の事件についても、大坂代官は自ら吟味することなく、例外的に上方奉行へ差出していたのだろう。このことからすると、少なくとも出入や事件の処理については、享保期ではなく、安永八年八月の段階にいたってはじめて、大坂代官は上方奉行に依存する関係から脱却し、自立した幕領支配を展開するようになったといえることができるのである。

しかしながらここでは、③自前の牢屋が設置されたにもかかわらず、一支配限であっても吟味しがたい出入や事件については、ひきつづき大坂代官より大坂町奉行や堺奉行に差出すことができるよう、勘定奉行が大坂町奉行に対して求めている。これによると、安永八年に大坂代官の幕領支配が一定程度自立したものの、かといって勘定奉行の指揮下に全面的に編入されるのではなく、むしろ上方奉行との協力関係があらためて確認・制度化されていることをしりうる。こうした状況がふまえると、たとえ享保期に上方代官が勘定奉行の支配に編入されたとはいっても、それによってただちに上方奉行との関係が解消されるわけではなく、実際にはそれ以降も、上方幕領における多くの問題が、上方内部で処理されつづけていたと考えることができる。

なお、この安永八年の過程においては、勘定奉行が老中に上申し、その承認を得たうえで上方奉行と交渉し、大坂代官に指示している。

そのような手続きをふんだ理由としては、次のように考えられる。すなわち、大坂代官は幕領支配を実施するにあたり、上司の勘定奉行だけでなく、上方奉行とも密接な関係を有していた。また、幕府の職制上、勘定奉行と上方奉行とは同格の老中支配であるため、両者に関わる問題については、勘定奉行が単独で決定・命令することはできない。それゆえ、政策の具体案については勘定奉行が大坂代官と連絡をとりながら作成するものの、その決定や実施については、老中の承認を必要としたのであろう。そしてここからは、実務担当者たる奉行相互の利害を調整し、幕府の機構全体における役所それぞれの管轄を決定・管理するという役割が老中によって担われていることもあらためて確認できる。

## 第二節 安永九年書付

### 一 安永九年書付の成立

ところで、同じ安永期、大坂代官や大坂町奉行とは直接関係のない大和高取藩の預所（幕領）において盗難事件が発生し、その処理をめぐって、同藩と奈良奉行が争ったことを契機に、上方幕領の支配に関する抜本的な改革が実施されることになった。具体的には、安永九年（一七八〇）二月、勘定奉行が上方代官全員に対して、「老中・松平松右京太夫殿江御届申上、伏見・京・大坂・奈良・堺奉行中江掛合、何れも承知二候間、右之趣ニ相心得取斗、……区々ニ不成様可被致候」と述べてい

るように、勘定奉行が老中の承認を得、すべての上方奉行と交渉したうえで、すべての上方代官に対して統一的に、上方幕領における出入や事件の処理に関する書付（以下、安永九年書付）を通達したことより始まる。そしてこの点についても、すでに平松義郎氏が、次のような簡にして要をえた説明をされている。<sup>31</sup>

上方八個国における代官と遠国奉行との裁判管轄について規定した基本的法規は、安永九年（一七八〇）十二月、勘定奉行より上方の奉行、代官に達した、上方八ヶ国御料所村方異変取計である。

これは、植村出羽守家（大和・高取藩）預所で逮捕された盗犯に、織田豊前守（同・芝村藩）預所、および旗本桑山保吉知行所の者が関連している事件につき、高取藩と奈良奉行が管轄を争ったことを直接の契機として定められた。……この法令の特則たる所以は、上方八個国における代官支配所と、他領他支配との引合事件は、江戸の勘定奉行に差出しめず、支配の京都、大坂などの遠国奉行に送致せしめたこと、および、このような事件において、その犯罪が支配所内で発生し、かつ犯罪者を逮捕したときに限り、代官に吟味することを許し、従って、代官に広い吟味の権を認めたという点にある。

ここで平松氏は、成立の契機と二つの意義を指摘されているが、「上方八ヶ国御料所村方異変取計」＝安永九年書付は、それにとどまらない内容や意義を有していたと考えられる。実際、安永九年書付は、それ以前の事件や政策と密接に関連するとともに、上方幕領をめぐる奉行

と代官の關係を轉換し、それ以降の改革にもさまざまな影響を与えているのである。そこで本節では、上方代官の幕領支配において画期となつた安永九年書付について、あらためて詳しい検討を加えてみたい。(史料二)は、安永九年一二月、勘定奉行より上方の奉行・代官全員に宛てられた安永九年書付の本文である。<sup>(38)</sup>

(史料二)

<sup>(第一卷)</sup>  
一、御料所村方々他支配之御料并私領江掛り候諸出入者、訴訟方村方々奉行所江出訴可致候、私領出訴之出入茂同様奉行所之取捌与存候、

<sup>(第二卷)</sup>  
一、御料所村方二人殺・疵付・口論・其外都而違変有之、私領之もの仕業ニ候ハ、右私領之ものを相手取、御料所村方々出訴可致間、奉行所之取捌与存候、

<sup>(第三卷)</sup>  
一、御料所村方之もの、他所之ものを殺し、或者疵付、吟味可相願親類他所ニ有之、他所へ出訴いたし候敷、無左候ハ、御代官々可差出間、奉行所之取捌与存候、

但、口論・其外之違変も同様之趣意ニ御座候、

<sup>(第四卷)</sup>  
一、御料所村内之人殺・疵付・口論・其外之違変ニ而、他所之ものハ引合斗ニ候ハ、地頭江掛合、一件御代官ニ而吟味為致可申候、

<sup>(第五卷)</sup>  
一、御料所村方ニ而盜賊・火附等捕候ハ、他領之ものニ而も、無宿ニ而も、たとひ他支配・私領等ニ引合者勿論、同類有之候共、御代官ニ而吟味為致可申候、

<sup>(第六卷)</sup>  
一、右御代官ニ而吟味為致候引合ニ、伏見・京都・大坂・奈良・堺町方之もの加り候ハ、其所之奉行所江御代官々可申達間、一件奉行所之取捌与存候、

是者、拙者共方ニ而之吟味ニ而者、他之奉行所支配之ものも互ニ呼出候事御座候得共、御代官之役所江奉行直支配町方之もの呼出候ニ者有之間敷ニ付、前々々本文之通相心得罷在候、併御料所村方ニ出作地致所持候もの、出作地江附候御年貢等之儀者、奉行直支配町方之ものニ而も、其御代官ニ而為相糺可申候、

<sup>(第七卷)</sup>  
一、御代官吟味難渋いたし、奉行所江差出之儀、御代官々相伺候得者、たとへ一支配之ものニ而も、是迄其度々其所之奉行江掛合、右奉行所江差出させ来候間、以来右類者拙者共江伺ニ不及、御代官々其所之奉行所江直ニ為差出可申候、

但、御預所も御代官所同様ニ御座候、  
右之外品替り候儀有之候ハ、其度々時宜ニ寄御掛合可申候、以

上、  
子

十二月

このように安永九年書付は全七条からなるが、内容にしたがうと、大きく五つにまとめることができる。そこで次項では、それら五点(とその補足)について、条文の内容を明らかにするとともに、その意義を検討していくこととする。

## 二 安永九年書付の内容と意義

(一) まず第一は、他領他支配引合の出入や事件に関する第一・二・三条である。

① 幕領の住民と他領他支配の住民との間の出入は、上方奉行が担当する。

② 幕領における人殺・疵付・口論・その他異変(変死・行倒など)について、他領他支配の住民が行った場合、幕領の住民が(他領他支配の加害者を上方奉行に)訴えるので、上方奉行が担当する。

③ 他領他支配の住民に対して幕領の住民が人殺・疵付・口論・その他異変を行った場合、他領他支配である(被害者の)親類が(幕領の加害者を上方奉行に)訴えるか、または(加害者を支配する)上方代官が(上方奉行に)差出すので、上方奉行が担当する。

これによると、上方幕領の住民と他領他支配の住民が引合う出入や事件については、上方代官が手限で吟味することができず、住民より直接上方奉行に訴えるか、または上方代官より上方奉行に差出すことになっている。これらの規定は、他領他支配引合の出入や事件について、代官が手限で吟味できず、奉行のみが処理するという御定書の原則通りである。逆にいうと、これらの規定において、他領他支配引合の出入や事件が上方奉行の担当であることをあえて明確にすることにより、結果的には、一支配限の出入や事件が上方代官の担当であることを確認しているともとらえることができるだろう。このように、安永

九年書付は、一支配限の出入や事件について、上方奉行との関係を整理することで、上方代官の手限吟味権を確立しているのである。

なお、勘定奉行が大坂町奉行に安永九年書付を傳達する際、「一鉢於御当地評定所之公事ニ可成品者其所之奉行所江為差出、」(二)と述べているように、江戸において評定所の担当するような他領他支配引合の出入や事件は、上方においてはそれぞれの上方奉行が処理すべきものととらえられている。ここからは、他領他支配引合の出入や事件など、幕府の全国支配権に属する問題を担当する機関として、江戸の評定所と上方奉行がパラレルな関係にあること、そしてそうした関係を江戸の奉行自身が認識していたこと、などを確認することができる。

(二) 第二は、引合の概念に関する第四条である。

幕領における人殺・疵付・口論・その他異変について、他領他支配の住民が引合だけである場合、(上方代官は)先方の領主と交渉したうえで(引合の者を呼出し)、上方代官が事件を(手限で)吟味する。

これによると、引合の概念について、①「仕業」「同類」などのように、他領他支配の住民が実際に事件にたずさわった当事者である場合(以下、直接の引合)と、②「引合斗」のように、他領他支配の住民が事件自体にはたずさわらず、単なる関係者であっただけの場合(以下、間接の引合)という二通りに場合分けしている。そして前者については、第一・二・三条で確認した通り、上方代官が事件を手限で処理せず、

上方奉行に移すこととしているのに対して、後者については、上方代官が先方の領主と交渉したうえで他領他支配の住民を呼出し、手限で事件を吟味することを認めている。

しかしながら従来は、事件の当事者や関係者のうちに少しでも他領他支配の住民がいれば引合とみなされ、直接・間接を問わず、すべて上方奉行に移されるのが原則であった。たとえば、安永一〇年（七八）二月、大坂代官が公事方勘定奉行山村信濃守に対し、安永九年書付以前の状況について、「私共御代官所内二人殺・疵付・口論又者首縊・行倒人等有之訴出候節者、手代差遣、於場所吟味之上、全私共一支配内之儀者私共手限二而取斗、其品二寄、江戸御奉行所江奉行候、且他之代官所・私領之もの加り候節者勿論、縦令引合ニ無之候共、一件之もの之親類・請人等有之、場所ニ罷出居候得者、……其筋之奉行所江差出、於奉行所落着申渡有之候仕来之通取斗候得共、<sup>(36)</sup>と述べている。これによると、安永九年書付以前、大坂代官の支配地における人殺・疵付・口論や縊死（変死・行倒などの異変について、完全に一支配限の場合は大坂代官が手限で処理し、その内容によっては江戸の勘定奉行にも伺ったのに対して、他領他支配の住民が、当事者として加わるのはもちろん、単に親類や請人のような関係者であるだけの場合であっても、大坂代官は上方奉行に差出していたことがわかる。しかも、所領の錯綜する上方地域においては、事件の当事者や関係者のすべてが完全に一支配限となることは難しく、他領他支配引合となる場合がきわめて多かったと考えられる。それゆえ実態としては、享保期

以降においても、上方幕領における事件の多くについて、上方代官はいかかわらず上方奉行の処理に依存していたということができるだけだろう。

ところが、第四条の規定では、上方幕領における事件について、引合の概念を直接・間接の二通りに場合分けするとともに、そのうち間接の部分については上方代官の手元に残すことによって、上方奉行の担当範囲を直接の部分に限定することとなっている。このように、安永九年書付は、一支配限の出入や事件について、上方代官の手限吟味権を確立するにとどまらず、他領他支配引合の事件についても、引合の概念に対して新たな解釈を示すことで、上方奉行の関与を弱め、上方代官の手限範囲を実質的に拡大しようとしているのである。

(三) 第三は、盗賊や火付などの凶悪犯罪に関する第五条である。

幕領において盗賊や火付の犯人を召捕えた場合、（その犯人が）他領他支配の住民や無宿であったり、（単なる）引合の者が他領他支配にいるときはもちろんのこと、たとえ共犯者が（他領他支配に）いたとしても、上方代官が（呼出して手限で事件を）吟味する。

これによると、安永九年書付が大和預所の盗難事件を直接の契機として成立したことから、盗賊や火付などの凶悪事件についてのみ、一支配限や間接の引合だけでなく、共犯のような直接の引合の場合であっても、すべて上方代官が手限で吟味しうるようになっていた。こうしたあり方は、御定書第三条の規定や、安永九年書付の第一・二・三条

で確認された原則を大きく逸脱するものであり、上方代官に強い手限吟味権を与えた点はきわめて特徴的である。ただし、たとえ盗賊や火付などの凶悪犯罪について特例が認められたといっても、上方代官は手限で仕置することまでは許されておらず、仕置権はあくまで勘定奉行に掌握されている。その意味では、安永九年書付によって、上方代官は、私領主や他の代官との間における水平的な手限範囲については拡大したものの、上司である勘定奉行との間における垂直的な手限範囲については、従来通り制限されたままであるといえる。

なお、この規定については、先述のように平松氏が、盗賊・火付などの凶悪犯罪だけではなく、上方幕領における犯罪事件一般において、「その犯罪が支配所内で発生し、かつ犯罪者を逮捕したときに限り、代官に吟味することを許し」たという踏み込んだ解釈を示されている。しかしながら、こうした特徴的な規定は、あくまで盗賊や火付といった特定の事件に限られたものであり、人殺・疵付・口論、あるいは変死・行倒などの異変といった他の事件一般については、第四条で確認したように、直接の引合の場合には、あくまで上方奉行に差出すべきものと考えられる。また、安永九年書付の解釈については、天明二年（一七八二）三月、大坂西町奉行佐野備後守が大坂代官に対して、「御領所村内二人殺・疵付・口論・其外之違変ニ而他所之もの引合斗二候ハ、地頭江懸合、一件各方ニ而御吟味有之候積り候由、且盗賊・火附等御召捕之節、他領之ものニ而も、無宿ニ而茂、縦他支配・私領等ニ引合勿論、同類有之候共、各方ニ而御吟味有之候積之由、先達而令

承知候、」<sup>37</sup>と述べており、このことから、盗賊・火付といった凶悪犯罪の場合と、人殺・疵付・口論・異変といった他の事件一般の場合とは、上方代官の手限吟味権が明確に区別されていたことを確認しうるのである。

（四） 第四は、一支配限でも吟味することの難しい事件に関する第七條である。

上方代官では（事件を）吟味することが難しく、上方奉行に差出したいと、上方代官より（勘定奉行に）伺ってきた場合、従来は、たとえ一支配限であっても（勘定奉行が処理するのではなく）、その都度（勘定奉行が）上方奉行と交渉したうえで、（上方代官より）上方奉行に（事件を）差出させてきたが、今後は勘定奉行に伺うことなく、上方代官より直接上方奉行に差出させる。

これによると、他領他支配引合はもろんのこと、一支配限の場合であっても、吟味することの難しい事件については、上方代官が上司の勘定奉行ではなく、上方奉行に差出すこととなっている。本来一支配限の事件については、上方代官が手限で吟味すべきものであり、もし吟味したい場合には、職制上の支配関係にしたがって、江戸の勘定奉行に差出されるはずであるが、ここではそうした原則をあえて逸脱し、上方代官より上方奉行に差出すこととされている。そして実際においても、天明五年（一七八五）、大坂代官が大津・京都代官に対して「御代官所之百姓、御勘定所江御用有之差下候例無御座候」と答えて

いるように、大坂代官が支配地の住民を江戸の勘定奉行に赴かせることはなかったようである。これらの事例からは、たとえ上方代官の幕領支配が自立したといっても、その上司である勘定奉行は、①上方代官によつてすでに吟味のなされた事件に対して判決内容を決定・指示するなど、書面上のことがらにしか関与しようとはせず、②当事者や関係者を呼出したり、事件自体を吟味するなど、実際上のことがらについては、あくまで現地の処理に委ねていた、ことがわかる。その意味では、上方幕領の住民にとつて、直属の「領主」として実感できる存在は上方代官だけであり、勘定奉行はあくまで支配機構の内部における上司にすぎなかったといえるだろう。

なお、先述のように、この規定についても、安永九年書付の意義として、平松氏がすでに指摘されている。しかしながら、第一節でみたように、こうした例外的な運用は、安永九年書付に始まったわけではなく、少なくとも大坂代官については、安永八年の段階においてすでに制度化されていた。それゆえ安永九年書付の意義は、勘定奉行より上方の奉行・代官全体に対して交渉・通達がなされたことによつて、安永八年の大坂代官に関する規定が、上方幕領全体に適用されるようになった点にこそ見出すことができると思われる。

また、たとえ上方代官より上方奉行に一支配限の事件を差出す場合であっても、両者の間には直接の支配関係がないため、幕府職制上の原則としては、上方代官より上司である勘定奉行にいったん上申し、勘定奉行から上方奉行に対してあらためて正式の交渉がなされるべき

である。しかしながら、上方にある役所同士がやりとりするのに、わざわざ江戸の役所を介さなければならぬのはいかにも不合理である。そのためこの規定では、一支配限の事件についても、勘定奉行を介することなく、上方代官より直接上方奉行に差出すことになっている。そしてこのことから、上方幕領における事件の多くが、基本的に上方内部で処理される状況をうかがうことができるのである。

(五) 第五は、上方奉行の直轄都市の住民に関する第六条である。

上方代官が吟味している(出入や事件の)引合に、伏見・京都・大坂・奈良・堺など(上方奉行の直轄する)都市の住民が加わる場合には、上方代官より上方奉行に差出し、上方奉行が出入や事件を担当する。これは、勘定奉行の吟味においては、他の奉行が支配する住民も相互に呼び出すのだが、代官の役所に奉行直轄都市の住民を呼び出すことはよくないためである。ただし、たとえ上方奉行の直轄都市の住民であっても、幕領における出作地に関する年貢などのことがらについては、(上方奉行に差出すことなく、現地を支配する)上方代官が吟味する。

これによると、上方幕領における出入や事件について、上方奉行の直轄都市の住民が引合う場合は、直接・間接にかかわりなく、無条件に上方代官より上方奉行に差出されることになっている。そして、こうした措置のとられる理由としては、都市住民を直轄支配する上方奉行が、勘定奉行と同格の老中支配の役職であり、勘定奉行の部下である

上方代官からすれば目上の地位にあるため、その住民についても、上方代官が安易に呼び出すことはよくないからであるとしている。ここからは、役所同士の力関係や地位・格式が役所間の問題にとどまらず、住民相互の関係性や出入・事件の解決にも強く影響するという、幕府の機構編成や支配活動における身分的な特質をうかがうことができるのである。

(六・補足)ただし、第六条では、上方幕領における出作地年貢の問題についてのみ、たとえ上方奉行の直轄都市の住民であっても、上方代官が呼出して吟味することを例外的に認めている。ここでは、幕府機構の内部における役所間の地位や管轄の問題よりも、幕府全体の共通利害として、幕領年貢の収入を確保することの方が重視され、それに見合った合理的な手段が選択されているのである。

しかも、こうしたあり方は、出作地年貢だけでなく、幕領における小作料の問題についても確認することができる。(史料三)は、天明四年(一七八四)一二月、大坂西町奉行佐野備後守より大坂代官に宛てられた書付である「二七」。

(史料三)

先達而被御申聞候、出作地所持不致、小作而已いたし候もの、出作地へ附候御年貢等滞候節之取斗方ニ准、他支配・私領ハ勿論、三郷町方之ものニ候とも、各方御役宅江呼出、可成たけ早速相済候様利害申聞、実々相滞候分ハ濟方をも御申付有之度旨、右御申

開候趣令承知候得共、奉行所仕来も替り候儀ニ付、御勘定奉行衆江懸合候上江戸表へ相伺候処、右御申立之通取極置候得者、御料所一躰御年貢納方之差支ニも可相成段御勘定奉行衆より申来候趣意も有之候上者、当奉行衆江被及挨拶候而も構候儀無之相聞候旨御下知之趣、御書付を以阿部能登守殿被仰渡候間、以来御申立之通御取斗可有之候、

これによると、大坂代官の支配地における小作料の問題は、出作地年貢の場合に準拠し、たとえ他領他支配や直轄都市大坂の住民であっても、大坂代官が自らの役所に呼出したうえで、迅速に処理することが求められている。しかしながら、小作料自体は出作地年貢と異なり、代官が徴収したり、直接に幕府の収入になるようなものではない。それではなぜ、出作地年貢と同様に、例外的な処理がなされているのであろうか。小作料については、天明四年正月、大坂谷町代官大屋四郎兵衛が大坂町奉行に対して「右小作米銀を以地主御年貢上納いたし候事ニ付、「二六」と述べているように、地主が小作料によって年貢を納入していることから、年貢の確保に直結するものにとらえられている。それゆえここでも、役所間の地位や管轄の問題より、幕領年貢の確保が最優先され、それにふさわしい合理的な解決が目指されているのである。

なお、この小作料に関する過程において、大坂町奉行は政策の具体案について勘定奉行と交渉したうえで、その実施にあたっては、「奉行所仕来も替り候儀ニ付、」すなわち大坂町奉行所の先例を変更するもの

であるとして、大坂城代を介して老中の下知を仰いでいる。これによると、幕府機構の内部において、大坂町奉行（や上方奉行）のような奉行クラスの役職に対しては、あくまで先例や慣行の範囲内で問題を処理することが期待されており、それを超える新規のことがらについては、老中や城代（あるいは京都所司代）など、大名役の上級機関に対して、承認や指示を求める必要があったのである。さらにこのようなあり方をふまえると、従来、地方史料において上方奉行が独自に決定・実施しているようにみえた政策の多くについても、実際には老中や城代（あるいは所司代）の指揮監督の下に行われていたと考えることもできる。たとえば、『享保以来御取計替候ヶ条書』には、近世中期の大坂町奉行所におけるさまざまな改革の過程や内容が列挙されているが、そこには改革当時の城代の名前がしばしば注記されている。これは、大坂町奉行におけるそれぞれの改革に対して、承認や指示を行った主体を明示しているものと考えられ、こうした点からも、幕府の上方支配において、城代（・所司代）や老中など、大名役の上級機関がきわめて重要な役割を果たしていたことがうかがわれるのである。

以上のように、安永九年書付については、大きく五つの意義（とその補足）が認められ、上方幕領の支配に画期的な変化をもたらしたことが確認できた。なかでも重要なのは、上方奉行の広域支配が展開する上方幕領において、一支配限の出入や事件はもちろんのこと、間接の引合の事件についても、上方代官が手限で吟味するという原則を確

立した点、すなわち、上方奉行に依存する関係から上方代官を切り離し、その幕領支配を一定程度自立させた点であると思われる。

そして、こうした安永九年書付の原則にもとづきながら、安永期からそれに続く天明期にかけて、上方代官は上方奉行や勘定奉行と交渉しつつ、幕領支配に関するさまざまな改革を進めていくこととなる。

そこで本章では、これらのうち代表的な事例として、天明期における大坂代官の①久離願、②行倒や捨子・捨物の届、に関する改革を取り上げ、その過程や内容を検討していく。

### 第三章 天明期の改革

#### 第一節 久離願

##### 一 天明元年の改革

「久離」（あるいは「旧離」とは、失踪（欠落）した者が将来犯罪を行った場合の連帯責任（連座）を免がれるために、親類が人別上の関係を断絶する行為である。<sup>38</sup>）そしてこの久離の願については、大坂代官が天明元年（一七八二）に改革を行っており、またその点について、すでに小早川欣吾氏と石井良助氏が検討されている。<sup>39</sup>しかしながら、両氏とも、その背景となった安永九年書付との関係や、天明期における他の改革との関係を明らかにされておらず、また、久離願自体が人別や事件とも密接に関連する問題であるため、ここであらためて検討を加えることとしたい。（史料四）は、天明元年四月、大坂代官より大坂

町奉行に宛てられたものである〔七〕。

(史料四)

一、撰河播村々々之もの旧離願出候節、旧離請候ものハ勿論、旧離願候諸親類拙者とも一支配内之ものニ候得者拙者共承届、其段御奉行所江御届申上、親類之内大坂三郷又ハ他支配・私領等之者加り候節ハ先御奉行所江為願、御聞届之上拙者とも承候仕来り之旨先支配申送り候付、右申送り之通取斗申候、

一、泉州村々取斗方之儀、先達而(大坂鈴木町北側代官・青木)楠 五郎・七郎右衛門

ヶ堺奉行所江及御懸合候節、旧離願之儀、銘々御代官所之もの・他所之もの連印ニ而旧離相願候ハ、連印いたし候他所之親類者其支配或ハ領主・地頭へ可相願旨申渡、御代官所村方願承届可申筋ニ而、……右之通ニ相極申候、……

右之通撰河播旧離願之儀、泉州同様ニ取斗候而も於御奉行所御差支無御座候ハ、以来泉州同様ニ取斗候様仕度候、

この史料からは、久離願の改革について、次のような過程をたどることができるとすなわち、①従来、(大坂町奉行が広域支配を展開すること)が、久離を受ける者だけでなく、久離を願う親類についてもすべて一支配限であれば、大坂代官が許可したうえで、(大坂代官より)大坂町奉行に報告してきた。これに対して、親類のうちに、直轄都市大坂や他領他支配の住民が加わっていれば、まず大坂町奉行に願って許可されたうえで、大坂代官が承認してきた。②ところが和泉国については、

さきごろ大坂鈴木町北側代官青木楠五郎・同北側代官万年七郎右衛門が堺奉行と交渉したことにより、大坂代官支配地の住民と他領他支配の住民が連印で久離を願い出た場合、連印している他領他支配の住民に対しては自分の領主へ願うよう申渡し、大坂代官は支配地住民の願のみを受理するようになった。③それゆえ撰河播の久離願についても和泉国と同様に処理したいと大坂代官が求めたところ、「本文之通御取斗候とも於奉行所差支之筋ハ無之候、」〔七〕として、大坂町奉行も同意した。

これによると、従来久離願については、本人と親類の全員が完全に一支配限である場合には、大坂代官が手限で処理することができるものの、そのうち少しでも他領他支配の住民が連印している場合には、大坂代官は受理することができず、大坂町奉行のもとで一元的に決定・処理されることとなっていた。これは、安永九年書付以前、上方幕領における事件について、少しでも他領他支配の引合がある場合には、上方代官が手限で処理することはできず、すべて上方奉行に差出されていたのと同様である。しかしながら、所領の錯綜する上方地域においては、親類の全員がそろって同じ所領の住民であることはあまり期待できず、結果的には、多くの久離願が上方代官の手を離れ、上方奉行によって処理されることになっていたと考えられる。

これに対して、天明元年の改革においては、大坂代官が他領他支配住民の連印する久離願を所領ごとに切り離し、一支配限の願のみを受理するという状況を意図的に作り出すことによって、自らの手限範囲

を実質的に拡大しようとしている。これは、他領他支配引合の事件のうちより、間接の引合の部分の切り離すことにより、上方代官の手限範囲を実質的に拡大しようとする安永九年書付と同様の方向性をもつものにとらえることができるだろう。

なお、大坂代官による久離願の改革は、和泉国支配地について堺奉行と交渉したことを契機とするが、その正確な時期については史料がないため確定できない。しかしながら、大坂代官が一支配限の久離願を積極的に処理するようになるという方向性からすると、一支配限の事件について、上方代官が手限吟味権を確立した安永九年書付（あるいは、大坂代官のみが手限吟味権を確立した安永八年）を契機に、大坂代官が堺奉行と交渉・決定したものと考えられる。

## 二 上方奉行・勘定奉行への報告

以上のように、天明元年（一七八二）の改革により、大坂代官は摂河播支配地の久離願を手限で処理しうるようになった。しかしながらこのことは、大坂町奉行の立場からすると、大坂代官支配地の住民より久離願が提出されなくなったことを意味する。それでは、こうした変化について、大坂町奉行などの上方奉行はどのように対応したのであるか。また、大坂代官の上司である勘定奉行はどのように関与するのであるか。（史料五）は天明元年閏五月、大坂代官が天津・京都代官に答えたものである。<sup>40</sup>

### （史料五）

高持・無高・同家人共旧離一通り之儀ニ候得者、拙者共役所ニ而聞届、摂河播者夫人届同様壹ヶ月限溜置、翌月初帳面仕立、大坂町奉行所江差出申候、和泉・大和者、拙者共役所ニ而聞濟候上、其旨其時々村方直ニ書付を以、和泉者堺奉行、大和者奈良奉行江相届申候、……高持・無高共旧離一通り之儀者江戸表江御届者差出不申候、

但、高持百姓欠落いたし、永尋申付置候類於先々如何様之儀可仕出哉難斗故を以、旧離帳外等相願候分者、最初江戸江欠落届、永尋伺等差出候儀ニ付、旧離も江戸江相届候様相心得罷在候、

これによると、大坂代官は支配地の久離願について、高持や無高、あるいは同家人のいずれの場合であっても手限が受理するが、その状況を勘定奉行に報告することは基本的になかった。ただし、経営体であるイエを代表して田畑を所持し、年貢・諸役を納入する責任を負う高持百姓本人の場合のみ、大坂代官は勘定奉行に対して、欠落を報告するとともに、欠落にともなう久離についても報告することになっている。逆にいうと、年貢・諸役の納入責任を負わない無高や同家人については、たとえ欠落したり久離を受けた場合であっても、大坂代官は勘定奉行に対して、その状況を報告したり、指示を仰ぐことはなかったのである。こうしたあり方からは、勘定奉行の関心があくまで幕領から上がる収益にあり、それに関係する範囲内でのみ、人別や事件の状況についても把握しようとしていることがわかる。また、無高や

同家人をも含めた住民全体の支配については、勘定奉行が積極的に関与することはなく、現地の処理に任される割合がきわめて大きかったこともうかがえる。<sup>(4)</sup>

これに対して、大坂代官は支配地の久離願を手限で受理したうえで、高持・無高・同家人のいずれの場合についても、①大坂町奉行には、一カ月ごとにまとめて欠落届と同様に自ら報告し、②奈良奉行や堺奉行には、その都度住民側より報告させている。それではなぜ、大坂代官は支配地における久離願について、その結果を上方奉行に報告しなければならなかったのであろうか。その理由については、次のように考えられる。すなわち、そもそも久離とは、欠落した住民が将来犯罪事件を起こした場合の連座を免れるため、親類が人別上の関係を断絶する制度であった。また、欠落とは居住地の所領から失踪する行為であるため、連帯責任を負うような事件が発生する場合、それが同じ所領の内部で完結する可能性はそれほど高くはないと考えられる。しかも所領の錯綜する上方地域では、事件が他領他支配引合となる可能性はきわめて高く、それに対応して、上方奉行が所領を超えた問題を広域的に処理する体制をとっていた。こうした状況のもとでは、たとえば特定の所領で発生した事件であるとしても、それは所領支配内部の問題にとどまるものではなく、同時に、広域支配の問題ともなる。それゆえ、たとえ天明元年に大坂代官が支配地の久離願を手限で処理するようになったとしても、上方奉行は住民より直接であれ、代官を介してであれ、何らかの方法によって、大坂代官の支配地における人別や

事件の状況を把握しつづける必要があったのである。

## 第二節 行倒や捨子・捨物の届

### 一 天明二年の改革

天明元年（一七八二）以降、大坂代官は支配地の久離願を手限で処理したうえ、その結果を大坂町奉行に毎月報告するようになった。しかしながら、このような月例報告は、ひとり久離願にとどまるものではなく、同じく人別や事件に関連する行倒や捨子・捨物などの届についてもみられる。（史料六）は、天明二年（一七八二）二月、大坂代官より公事方勘定奉行山村信濃守に宛てた伺書（史料七）は、天明二年八月、大坂代官が大坂町奉行に宛てた書付である「一六」。

（史料六）

私共御代官所・当分預所村々諸出入・人殺・疵付・口論等之吟味  
 もの取斗方之儀、（安永九年書付）去春御書付を以被仰渡候二付、右被仰渡之趣を  
 以取斗仕来相改候義も有之候間、……私共御代官所・当分御預所  
 撰河播村々地内二捨子・捨物等有之候旨訴出候節、前々支配方之  
 仕来二而大坂町奉行所江差出、奉行所ニおゐて夫々落着被申渡候  
 仕来二候処、前書之通去春被仰渡有之、仕来相改候義も有之候間、  
 右捨子・捨物等之儀も私共手限二而取斗、町奉行所江者不申達積  
（大坂町奉行）  
 二候哉之旨佐野備後守被相尋候二付、都而三郷之もの共引合無之  
 分者私共手限二而取斗、其品二寄江戸御奉行所江奉伺候積相心得

罷在候旨申達候処、

此儀、私共御代官所村方地内ニ行倒相果候もの之儀、尋来候もの無之、何方之ものニ候哉不相知分、前々支配之仕来を以見分ニ差遣候手代江書上為仕、私共添書いたし、其筋之奉行所江差出来候得共、以来私共手限ニ而取斗候様仕度旨去丑二月奉伺候処、伺之通御差図有之、右体行倒相果候もの之主不相知分、手限ニ而取斗候上者、奉行所直支配之もの共引合無之分者、捨子・捨物等之儀も、私共手限ニ而取斗候儀与相心得罷在候ニ付、本文之通申達候義ニ御座候、

捨子・捨物之儀、三郷之もの共引合無之分者私共手限ニ而取斗候者勿論之儀ニ可有之候得共、右捨子・捨物有之候段町奉行所江申達候哉之旨猶又被相尋候ニ付、都而私共手限ニ而取斗、江戸御奉行所江奉伺候分、大坂町奉行所江者不申達積相心得罷在候、併右奉行所存寄も有之候ハ、其段被申聞候様致度旨申達候処、又候書取を以右捨子等取斗方之儀被相尋候間、猶又私共評議仕候処、

(史料七)

行倒人・捨子訴之儀、(大坂東町奉行土題)駿河守殿(大坂谷町代官、大坂)ハ四郎兵衛江御談被成候通、

拙者共方江訴出候分一ヶ月限ニ申上候間、……捨物之品ニ而御吟味御手懸ニも相成候儀前々有之間、……拙者共御代官所・当分御預り所村々地内ニ捨もの有之候旨訴出候ハ、以来ハ其時々品書相添、拙者共御奉行所へ一通り申上候様可仕候、

これらの史料からは、行倒や捨子・捨物の届に関する改革について、

次のような過程をたどることができる。すなわち、①従来は、大坂代官の支配地において身元不明の行倒人や(捨てた者の不明な)捨子・捨物があつた場合、大坂代官は事件を大坂町奉行に差出し、大坂町奉行のもとで処理されてきた。②ところが安永九年書付以降、その趣旨にもとづいて、幕領支配に関する先例や慣行が改革されることになった。そこで安永一〇年(一七八二)二月、大坂代官は安永九年書付の趣旨にもとづいて、支配地における身元不明の行倒人についても手限で処理できるよう(勘定奉行に)伺つたところ、その通り許可された。また、身元不明の行倒人を手限で処理できるのならば、(それと同じく、捨てた者の不明な)捨子・捨物についても、大坂代官は手限で処理できるとともに、内容によっては勘定奉行にも報告するべきものと考えていた。③ところが、大坂代官が支配地の捨子・捨物を手限で処理した場合、その結果を報告するつもりはないのかと、大坂町奉行より何度も質問されるので、大坂代官三名は評議を重ねた。④そして、行倒と捨子については、大坂東町奉行土屋駿河守より大坂谷町代官大屋四郎兵衛に相談がなされ、大坂代官が手限で処理した結果を一カ月ごとに、(大坂町奉行へ)報告することになった。また、捨物については、大坂町奉行が事件を吟味する際の手がかりともなるので、即時に報告されることになった。

これによると、行倒や捨子・捨物に関する届については、当事者や関係者の身元が不明であるため、一支配限の事件とはいいがたく、従来大坂代官は手限で処理することができなかった。これに対して、安

永九年書付以降には、一支配限だけでなく、間接の引合の事件についても、上方代官が手限で吟味しうるようになり、またその趣旨にもとづいて、幕領支配に関するさまざまな改革が実施されることとなった。ところがここでは、そうした安永九年書付の趣旨が拡大解釈され、一支配限の場合や間接の引合の場合のみに許されるというところにとどまらず、たとえばこの住民であるかが不明の場合であっても、直接の引合であることが確定しない以上は、上方代官が手限で処理しようとするところにまでいたっている。

他方、大坂町奉行は大坂代官へ執拗なまでに質問を繰り返し、大坂代官が手限で処理するようになった行倒や捨子・捨物などの届についても、その結果を月単位で報告するよう求めている。それではなぜ、大坂代官が手限で処理した届について、大坂町奉行はこれほどまでに把握しようと努めたのであろうか。それについては、次のような理由が考えられる。もともと安永九年書付（大坂代官については安永八年）以前においては、一支配限の事件や届についても、上方代官は手限で処理せずに上方奉行へ差出し、すべて上方奉行のもので一元的に決定や処理がなされていた。そのため、上方奉行は上方幕領における人別や事件の状況を自然と把握することができ、わざわざ上方代官より報告を求める必要はなかった。ところが、安永九年書付により、上方代官が一支配限の届を手限で処理するようになると、上方奉行は上方幕領における人別や事件の状況を把握することが難しくなってくる。しかしながら、行倒や捨子・捨物の届は久離願と同様、人別や事件に深く

関連することがらであるため、所領の錯綜する上方地域においては、所領支配の内部にとどまらず、広域支配にとっても重要な問題であった。それゆえ、たとえ上方代官が一支配限の届を手限で処理するようになったとしても、上方奉行は上方幕領における人別や事件の状況をひきつづき把握しておく必要があったのである。

なお、享和元年（一八〇二）から文化三年（一八〇六）の間に作成されたと推定される大坂町奉行の覚書には「撰河播御料・私領とも、変死・行倒死・其外捨子・欠落・久離・取逃等之類手切取斗候分、御代官或者領主地頭が月々届有之筈二候間、<sup>44</sup>と記されている。これによると、①大坂代官の支配地だけでなく、撰河播三カ国における各種の所領について、②また、欠落・久離や行倒・捨子だけではなく、変死や取逃など各種の届について、大坂町奉行は月単位にまとめて報告される体制をとっていたことがわかる。こうした状況からすると、大坂町奉行は、自らが広域支配を展開する撰河播の各種所領において、こうした月例報告をすでに制度化しつつあり、天明二年の改革は、それを大坂代官に対しても新たに適用したものととらえることができるだろう。<sup>44</sup>

## 二 寺社の例外

以上のように、安永・天明期の公事・訴訟に関するさまざまな改革を通して、大坂代官は手限で処理することのできる範囲を順次拡大していったが、それには身分的な制約があった。

たとえば、天明三年（一七八三）二月七日、大坂町奉行は大坂谷町代官大屋四郎兵衛と交渉するなかで「御料所寺院境内之捨子・迷子・捨ものハ奉行所取捌」、「三二」ということを確認しており、また、天明五年（一七八五）一月には、大坂代官が大坂町奉行に対して「御代官所村々之内、寺社家ニ而変死等之もの有之段村方ハ訴出候節者、為見分手代差遣、是又見分之趣手代ハ申上候」、「御代官所村々寺社地内ニ捨子有之段、村方ハ訴出候得者、……御奉行所江差出申候」と述べている。これらによると、大坂代官は支配地にある寺社の境内において変死や捨子・捨物などが発生した場合、いったん検使として手代を現場に派遣したとしても、事件自体については手限で吟味することなく、大坂町奉行に差出していることがわかる。さらに、天明四年（一七八四）八月、大坂東町奉行小田切土佐守は大坂鈴木町南側代官羽倉権九郎に対して「撰河御代官所寺院之儀ハ、諸願共一支配ニ不拘、都而當御役所へ申出候条」と述べており、大坂代官の撰河支配地にある寺院の願については、たとえ一支配限であつても、すべて大坂町奉行に直接提出することとなっている。

これらの事例によると、大坂代官は支配地の住民について、被支配者層である百姓身分の場合には十分に支配しているが、準支配者層である寺社身分の場合には、地位・格式（たとえば朝廷官位でいうと、大坂代官は無位無官）あるいは権限上の問題から、十分な支配をなしていない。他方、大坂町奉行は、より上位の地位・格式（大坂町奉行の官位は従五位下諸大夫）や権限を備えた役職として、撰津・河内という国

を単位に、寺社身分の住民を広域的・直接的に支配している。こうした状況をふまえると、大坂代官は領域的な幕領支配を単独ではなしえず、大坂町奉行の地位や権限に補充されてはじめて、それを実現することができたということが出来る。このように、安永・天明期のさまざまな改革によって、大坂代官は手限範囲を拡大してきたものの、それはあくまで百姓身分などの場合に限定されており、寺社身分については留保されていた。そしてここからも、幕府の機構編成や支配活動における身分的特質をうかがうことができるのである。

#### 第四章 大坂代官の問答

##### 第一節 大坂代官の問答集と『伺書』（九州大学法学部蔵）

##### 一 『伺書』の紹介

ところで、幕府の機構において、ある役所が職務上、自己の権限を超える問題や、判断しがたい問題のある場合には、関係役所に伺いや問合せを行うが、それに対する返答においては、書面に「付札」や「下札」などの付箋がしばしば貼付された。こうしたやりとりは問答と呼ばれ、それに関係する史料を編集したものは問答集（問答書）と呼ばれる。

大坂代官も大坂町奉行や勘定奉行などとの間で盛んに問答を行い、それにもとづいて、自らの支配活動に関する問答集を作成していた。大坂代官の問答集としては、小早川欣吾氏の取り上げられた『浪花公

『当地住御代官取捌』は大坂代官<sup>85</sup>が代表的なものであり、また、『当地住御代官取捌』は代官自体が作成した問答集ではないものの、大坂町奉行所の役人が大坂代官に関する問答をまとめた貴重なものである。さらに近年、安竹貴彦・上山卓也の両氏が、『大坂代官の公事・訴訟に関する問答集である『大坂公事方問合伺留』を紹介されている。このように、大坂代官の問答に関する史料の紹介や分析はようやく進められつつあるが、まだまだ未解明な部分も多い。そこで本節では、大坂代官の作成した別の問答集として、九州大学法学部蔵『伺書』を新たに紹介するとともに、それにもとづきながら、大坂代官の問答の状況を検討することとした。

『伺書』は、鈴木町南側代官であった羽倉権九郎が、天明八（二七八八）より寛政五年（二七九三）までの六年間の任期中に、大坂町奉行や勘定奉行と交わした問答四一件をまとめたものである。他方、『浪花公的例』には安永一〇年（二七八二）より文政七年（二八二四）までの四年間にわたる一〇八件、『大坂公事方問合伺留』には安永八年（二七九七）より天保一二年（一八四一）までの六二年間にわたる五〇件、各役所の大坂代官が行った問答をそれぞれ収めている。これらの問答集を比較すると、『伺書』の収録する史料は、対象とする期間が圧倒的に短く、また対象とする代官も一名しかないことが明らかである。それゆえ『伺書』は、長期にわたって大坂代官の各役所における活動内容を総合的に検討するには不向きだが、その反面、ほぼ同一の時期、同一の代官が交わした問答の状況を集中的に検討するには最適の素材と

いうことができる。そこで次項では、『伺書』の収録する全四一件について、表題・年月日、差出の役職・史料の文言、宛名の役職や付箋の注記・文言、などを一覽にした【表】（『伺書』収録史料一覽）を作成し、それを参照しながら、大坂代官の問答の状況を検討することとした。

## 二 『伺書』の検討

さて、【表】やそれぞれの問答集を検討すると、大坂代官の問答については、次のように、大きく四点を指摘することができる（以下、括弧内の算用数字は【表】の史料番号を示す）。

まず第一に、表題や史料の文言、付箋の注記などをみると、大坂代官は勘定奉行について、「御勘定奉行」（1、8）と表現する場合のほかは、基本的に「江戸」（8、14）と呼んでいる。他方、大坂町奉行について、「大坂町奉行所」（16）と表現する場合は、基本的に「奉行所」や「町奉行所」と呼んでいる（4）。あるいは、「東奉行所」（10）のように東・西の役所を区別したり、「松平石見守殿」（22、41）のように奉行本人の名前をもって表現することも多い。このように、大坂代官の史料において「奉行所」とは原則的に大坂町奉行のことを指しており、勘定奉行については「奉行所」と表現されないことがわかる。

第二に、表題や史料の文言、付箋の注記や文言、さらには『当地住御代官取捌』の史料八・九・三四などをみると、大坂代官は、勘定奉行には「伺」つたうえて「差函」を得ている（1、8、14）のに対し

て、大坂町奉行には「問合」をしたうえで「挨拶」を受けたり(4、36)、「掛合」を行っている(17)。そもそも幕府の機構において問答をする場合、職制上の支配関係にある役所間においては、下級の役所が伺いを立てるのに対して、上級の役所は差函(あるいは下知)によって返答する。他方、直接の支配関係にない役所間においては、問合・掛合・相談などによって交渉がもたれ、挨拶によって返答がなされる<sup>⑧</sup>。これらをふまえると、大坂代官に関する史料において、「伺書」や「差函」とある場合は、上司である勘定奉行との問答を指し、「問合」「掛合」「挨拶」などある場合は、大坂町奉行など上方奉行との問答を指していることがわかる。

第三に、各問答集の収録開始時期についてみると、『大坂公事方問合伺留』の安永八年(一七七九)、『浪花公的例』の安永一〇年(一七八二)、『伺書』の天明八年(一七八八)など、いずれも安永末年から天明期であることがわかる。それではなぜ、大坂代官の問答集には、安永末年以降の史料が収録されるのであろうか。その理由については、次のように考えられる。すなわち、大坂代官が牢屋を設置した安永八年(一七七九)、あるいは上方代官の幕領支配を统一的に改革した安永九年書付の以前においては、一支配限の事件などについても、大坂代官は手限で処理することなく、大坂町奉行などの上方奉行に差出し、そのもとで一元的に決定や処理がなされていた。ところが、安永八年以降、一支配限の事件などを手限で処理するようになって、大坂代官もそれに見合った組織や能力を備えなければならなくなり、公

事・訴訟に関するさまざまな知識を自ら収集・蓄積する必要が生じた。それゆえ、安永末年以降、大坂代官は大坂町奉行などの上方奉行や勘定奉行に対して盛んに問合を行うことで、その活動内容を把握しようとしたのであり、各種の問答集はそうした状況を反映したものと考えられる。

第四に、『伺書』に収録される全四二件のうち、勘定奉行への伺が三件であるのに対して、大坂町奉行への問合は、表題や史料の文言に「問合」という表現が直接的にみられるものだけでも三一件、史料の文言や付箋の注記から大坂町奉行の関与が間接的に確認できるものを含めると三七件にもなる。ここからは、大坂代官の問答においては、大坂町奉行とのやりとりが圧倒的に多かったことが明らかである。もちろん、『伺書』は、鈴木町南側代官の羽倉権九郎が、任期中に交わした問答のすべてを収録しているとは考えがたく、また後任代官の参考になるような事例のみを意図的に選択・編集したものであることから、そのまま数的に評価することはできない。しかしながら、こうした傾向は『伺書』だけに限られたものではなく、たとえば『浪花公的例』においては、勘定奉行との問答が一二件であるのに対して、大坂町奉行との問答は八八件みられる。また、『大坂公事方問合伺留』においても、勘定奉行との問答は一〇件であるのに対して、大坂町奉行との問答は三九件であるという<sup>⑨</sup>。

また、【表】において史料の文言をみると、「御奉行所二准し取斗候様仕度御問合申上候」(36)といった表現が一七件確認されるとと

もに、同様の表現は、『浪花公的例』や『大坂公事方問合伺留』においてもしばしばみられる。これによると、大坂代官は幕領支配を実施するにあたり、勘定奉行からの指示よりも、むしろ大坂町奉行の活動内容に積極的に準拠しようとしていることがわかる。このように、大坂代官の問答においては、直接の支配関係にはないはずの大坂町奉行との関係が圧倒的に濃厚であるのに比べて、職制上の支配関係にある勘定奉行との関係はきわめて希薄な状況であったことを指摘することができるのである。

## 第二節 大坂代官と大坂町奉行・勘定奉行との関係

それではなぜ、大坂代官の問答はこのような状況になったのであろうか。その背景を考えるため、本節では、第三章でも検討した、捨子に関する事例を取り上げたい。(史料八)は、寛政二年(一七九〇)三月、大坂鈴木町南側代官羽倉権九郎より公事方勘定奉行曲淵甲斐守に宛てた「捨子有之候節取斗方何書」<sup>(註1)</sup>である。

(史料八)

捨子之義ニ付当地町奉行所々町触有之、大坂市中敵敷穿鑿有之候

ニ付、自分御代官所内市中統村々捨子多相成、難義之趣ニ相聞候

間、町触之趣大屋四郎兵衛勤役中松平石見守江問合候趣を以町触

写相添、去申十二月(天明八巻)中捨子取斗方之儀四郎兵衛々奉伺候処、大坂

町奉行触書之内、捨子いたし候ものを召捕候ハ、早々可申出、夜

番人ハ不及申、其外之ものニ而も、御褒美被下候事与有之処、御料所ニ而御褒美被下筋ニ無之間、右之義ハ相除、其外ハ大坂町奉行触書之趣意に准し、以来取斗可申旨御下知相済候段申送り一件書物引渡候、然ル処私御代官所并当分御預り所之義も大坂市中統之村方多、都而取斗方大坂町奉行所取斗方ニ准し候儀共多有之候間、……

これによると、大坂代官の問答については、次のような三点を指摘することができる。

まず第一に、新しく大坂代官に就任した羽倉権九郎は、前任代官より申送りの引継書類を受け取っている。また、第二章で検討した、安永八年(一七七九)設置の牢屋については、大坂代官三名が「三分之内老人宛年番相立、牢守諸願并牢屋敷修覆・牢屋附諸道具買上物等、諸事年番ニ而引請、二分へ評義之上取斗可申事、……年番御代官へ入牢・出牢之度々可申通事、」<sup>(註2)</sup>と取り決めている。これによると、大坂代官三名は共同で牢屋を設置するとともに、牢守・牢屋の管理や入・出牢者の把握といった実際の運営においては、年番となった役所の代官が他の代官二名と評議しつつ、一元的に担当するという体制をとっていたことがわかる。

本来、三名(のち二名)の大坂代官は、それぞれの役所ごとに自己完結した(すなわち「支配限」の)幕領支配を展開しているはずである。ところが、これら二つの事例や、大坂代官の問答集の内容をみると、同じ役所において前任代官の申送りを後任代官がしばしば参照したり、

同じ時期において各役所の代官が互いに評議を重ねている状況を確認することができ、「一四・二一」。また、このようにすることで、①それぞれの大坂代官は互いの知識や経験を共有・蓄積し、自らの組織や能力を整備・補完するとともに、②三名（のち二名）の大坂代官が一体となって、さまざまな問題に共同で対処する体制をとっていたことがわかるのである。

第二に、大坂町奉行が町触で大坂市中の捨子を厳しく取り締まっているため、直轄都市大坂に隣接する大坂代官の支配地では捨子が多発するようになって、住民が難儀しているという。そこで大坂代官は勘定奉行に対して、自らも大坂町奉行の政策に準拠したいと伺ったところ、褒美の点を除いては、基本的にそのまま承認されている。また大坂代官は、支配地の多くが直轄都市大坂に隣接するため、すべて大坂町奉行の活動内容に準拠しているとも述べている。これらによると、大坂代官の支配地が大坂町奉行の直轄都市と近接している状況のもとでは、双方の住民が、たとえ所領や管轄の枠組みにおいては分断されているとしても、社会的な実態としては密接に関係・交流していたことがわかる。また、その裏返しとして、もし大坂代官の政策が大坂町奉行のそれと著しく異なるようなことでもなれば、たちまち住民の日常生活に不便・不利益が生じることとなっている。それゆえ、大坂代官は幕領支配を実施するにあたり、大坂町奉行の活動内容を把握するとともに、それに準拠せざるをえず、その結果として、大坂代官の問答においては、勘定奉行への伺よりも、大坂町奉行への問合の方がは

るかに多くなったのである。

第三には、捨子の取り締まりについて、大坂代官はまず大坂町奉行に問合せ、その返答内容や町触の写にもとづいて勘定奉行に伺った。それに対して、勘定奉行は、町触のうち「捨子をした者を捕まえて報告した場合には褒美を与える」という経費に関する規定のみを除き、その他の点については、基本的に大坂町奉行の政策に準拠することを認めている。これによると、勘定奉行は上方幕領の支配に対し、収益や財政などに関することがらについては独自の判断や指示を示そうとするが、捨子の防止や犯人の逮捕といった公事・訴訟に関する政策自体については、積極的に関与しようとはせず、あくまで現地の運営に任せていることがわかる。

以上、大坂代官の問答について三点を指摘したが、それらを含めつつ、大坂代官と大坂町奉行・勘定奉行との関係についてまとめると、次のようになるだろう。すなわち、①安永八・九年以降、大坂代官は一支配限の事件を手限で吟味しえたものについては、その仕置を勘定奉行に伺うようになった。②しかしながら、勘定奉行は上方幕領に対して、年貢や褒美など収益や財政に関することがらについてのみ関与し、公事・訴訟に関することがらについては、そのまま現地の処理に任せていた。③しかも社会的な実態から、大坂代官は大坂町奉行の活動内容に準拠せざるをえず、結局、安永八・九年以降も、ひきつづき大坂代官は大坂町奉行と協力しながら、支配地における多くの問題を上方内部で処理していた。④そして、こうした状況をふまえると、

大坂代官の間答において、大坂町奉行とのやりとりが圧倒的に多かったということや、安竹・上山両氏の指摘された「大坂町奉行との間答では出入筋や行政実務を扱っているのに対し、勘定奉行は一支配限の吟味筋や年貢に関する問合を行っていた」ことについても、整合的に理解することができる。

### おわりに

本稿では、出入物・吟味物や訴・願・届といった公事・訴訟に関する安永・天明期の改革を中心に、近世中期における大坂代官の幕領支配を検討してきた。そこであらためて、本論で検討した内容をふまえながら、近世中期における上方幕領支配の特質や、それをめぐる上方代官と上方奉行・勘定奉行との関係について考えてみたい。

安永九年書付を画期とする安永・天明期の改革により、上方奉行の広域支配が展開する上方幕領においては、一支配限の出入や事件について、上方代官の手限吟味権が確立されるとともに、他領他支配引合についても新たな解釈が示されることにより、上方代官の手限範囲が実質的に拡大することとなった。このように、少なくとも公事・訴訟に関することについては、享保期ではなく、安永期になってはじめて、上方代官は上方奉行に依存する関係から脱却し、自立した幕領支配を展開するようになったのである。

しかしながらその際にも、一支配限で吟味しがたい事件については、上方代官より上方奉行に直接差出すという慣行をあらためて確認・制

度化するとともに、社会経済的な実態から、上方代官は上方奉行と頻繁に問答を交わして、その活動内容にほぼ全面的に準拠しようと努めた。これに対して、勘定奉行は、収益や財政に関することがらにのみ関心を示し、上方幕領における問題の多くについては、基本的に現地での処理に委ねつづけていた。こうした状況をふまえると、安永・天明期改革の意義としては、上方代官が自立した幕領支配を展開する転機となったものの、その際にも上方代官は勘定奉行の指揮下に全面編入されるのではなく、むしろ上方奉行と協力することによって、実際には、上方幕領の支配が上方内部でおおよそ完結していたということであろう。

なお最後に、近世中期の上方幕領支配について検討してきた内容をふまえつつ、その起点となった、享保期における勘定所機構の改革についてまとめるならば、次のようになるだろう。すなわち、享保期の改革においては、勘定所の機構が上方（や関東方）<sup>(83)</sup>といった地域別の編成から、勝手方・公事方という機能別の編成に転換されるとともに、そのうち勝手方の側面についてのみ、はじめて勘定奉行が統一的に管理するようになったのである。

\*\*\*\*\*

## 【史料】

## 〔凡例〕

- 一、大阪商業大学商業史博物館蔵・佐古文書『当地住御代官取捌』（史料番号A-1/10）を翻刻・紹介する。本史料の形状は横半帳、法量は縦一三・七センチ×横一九・二センチ、紙数は二八丁である。また、佐古慶三氏の蔵書印（「SACCOC」）が捺されている。
- 一、翻刻にあたっては原文の体裁を重んじたが、読解の便をはかるため、読点（、）や並列点（・）を施した。

- 一、各史料の冒頭に、番号を付した。

- 一、漢字は原則として常用字体を用い、それにはないものは正字体を用いた。仮名は現行の字体に改めた。但し、次の異体字・俗字・合体字・仮名は残した。

躰（体） 麁（粗） 俛（儘） 扣（控） 𠂔（より）  
江（え） 而（て） 茂（も） 与（と） 者（は）

- 一、くり返し記号（踊り字）について、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ヽ」と示した。

- 一、朱書・表紙などは、「」でくり、（朱書）などと傍注を付した。

- 一、原文の誤りや意味不通の部分は、（ ）をもって正しい内容を示すか、（く力）などと傍注を付した。

- 一、その他、翻刻者が注記した部分は（ ）で囲んだ。

- 一、傍注の人名や役職について、①幕府の代官は、西沢淳男『幕領陣

屋と代官支配』岩田書院、一九九八）の付録「幕領 代官・陣屋データベース」、②幕府の老中・大坂城代や各種の奉行などは、『大日本近世史料 柳営補任』（東京大学史料編纂所、一九六三〜七〇）、③大坂町奉行所の与力は、天明四年「大坂武鑑」（京都大学附属図書館蔵）、をそれぞれ参考にした。

- 一、末尾の【目録】（『当地住御代官取捌』収録史料目録）には、『当地住御代官取捌』に収録された各史料について、表題・年月日・差出・宛名などを一覧にした。

## 〔翻刻〕

（朱書）  
一、天明元丑年ヨリ掛合、

同三卯夏頃迄二極、其余

追々少々宛掛合有之

候得共、多分右迄二相極候、

当地住御代官取捌

瀬田齋紙

## 〔史料一〕

安永八亥年

御勘定奉行衆書状写

以切紙致啓上候、然者大坂在勤御代官申聞候支配所内江牢屋相建候儀

(公事方勘定奉行・桑原)

(大坂鈴木町北御代官)

二付、先達而伊予守（大坂御代官）が御意候通、万年七郎右衛門元御代官所、

当時大屋四郎兵衛御代官所大坂三郷統撰州東成郡天王寺村牢屋敷地引

之場所江牢屋老ヶ所相建、一支配内出入・吟味もの可成たけ銘々御代

官手限二而吟味詰、拙者共相伺、実々難決分又者他之引合有之候ハ、

撰河泉播四ヶ国之儀者是迄之通各様御役所江差出、泉州之内堺奉行江

差出候類者右奉行江差出可申旨申渡候、右者窺之上板（老中・板倉） 佐渡守殿依御

差図、書面之通申渡候、右可得御意如此御座候、以上、

八月十四日

(安永七)

(勝手方勘定奉行)

松本十郎兵衛印

(公事方勘定奉行)

山村信濃守印

(公事方勘定奉行)

桑原伊予守印

(勝手方勘定奉行・安應)

安東弾正少弼印

(大坂西町奉行)  
京極伊予守様  
(大坂東町奉行)  
土屋駿河守様

猶以泉州之内ニ田畑所持いたし候堺町方之もの共、御年貢滞等之儀  
者堺奉行ニ而吟味有之候得共、右者支配御代官所ニ而取斗可申儀ニ  
付、以来右役所ニ而吟味詰、拙者共江相伺可申旨申渡候、

## 〔史料二〕

安永十丑正月七日、東西地方・盜賊方・目安方が来触

御勘定奉行が来状写

以切紙致啓上候、然者上方八ヶ之内御料所村方違変取斗之儀、御代

官相伺候得者時宜が為取斗候得共、一鉢於御当地評定所之公事ニ可成

品者其所之奉行所江為差出、拙者共手限ニ而可致吟味品者、引合も

夫々地頭江掛合呼出候御代官所ニ而為相糺、引合之内伏見・京都・大

坂・奈良・堺町方之もの加り候得共其所之奉行所為引渡候積、縦御代

官所内之儀ニ而も、御代官致吟味難渋ニ付奉行所江差出候儀御代官申

聞候而も拙者共方江者呼出不申、其所之奉行江為差出来候処、間違之

儀有之候間、今般

(老中・松平)

松 右京大夫殿江申上候別紙を以御掛合候、尤伏見・京都・奈良・

(老中・松平)

堺奉行衆江も同様申渡候、以上、

(安永九)

十二月廿日

(勝手方勘定奉行)

松本伊豆守印

(公事方勘定奉行)

山村信濃守印

(公事方勘定奉行)

桑原伊予守印

(勝手方勘定奉行・安應)

安東弾正少弼印

(大坂西町奉行)  
京極伊予守様  
(大坂東町奉行)  
土屋駿河守様

## 〔史料三〕

御勘定奉行ノ差越候別紙写

- 一、御領所村方ハ他御支配之御領并私領江掛り候諸出入、訴訟方村方  
ノ奉行所江出訴之出入も同様、奉行所之取捌与存候、
- 一、御領所村方ニ人殺・疵付・口論・其外都而変死(命案の類)有之、私領之  
もの之仕業ニ候ハ、右私領之ものを相手取、御料所村方ハ出訴可  
致間、奉行所之取捌与存候、
- 一、御料所村方之者、他所之ものを殺シ、或者疵付、吟味可相願親類  
他所ニ有之、他所ハ出訴いたし候歟、無左候ハ、御代官所ハ可差  
出間、奉行所取捌与存候、
- 但、口論・其外之違変も同様之趣意ニ御座候、
- 一、御料所村内之人殺・疵付・口論・其外之違変ニ而、他所之もの江  
引合斗ニ候ハ、地頭江掛合、一件御代官ニ而吟味為致可申候、
- 一、御料所村方ニ而盜賊・火付等召捕候ハ、他領之ものニ而も、無  
宿ニ而も、たとへ他支配・私領引合者勿論、同類有之候而も、御代  
官ニ而吟味為致可申候、
- 一、右御代官ニ而吟味為致候引合ニ伏見・堺・京都・大坂・奈良町方  
之者加り候ハ、其所之奉行所江御代官ハ可申達候間、一件奉行所  
之取捌与存候、是者拙者共方ニ而之吟味ニ而者、他之奉行所支配之  
ものも互ニ呼出候事ニ御座候得共、御代官之役所江奉行所支配町方  
之もの呼出候ニ者有之間敷ニ付、前々々本文之通相心得罷在候、併

御料所村方ニ出作地致所持候もの、出作地江附候御年貢等之儀者、

奉行直支配町方之ものニ而も、其御代官ニ而為相糺可申候、

- 一、御代官吟味難渋いたし、奉行所江差出候儀御代官相伺候得者、縦  
一支配之ものニ而も、是度々其所之奉行江掛合、右奉行所江為差出  
来候間、以来右類者拙者共ニ伺ニ不及、御代官より其所之奉行江直  
ニ為差出可申候、

但、御預り所も御代官所同様ニ御座候、

右之外品替候儀有之候ハ、其度之時宜ニ御掛合可申候、以上、

子

(安永九年)

十二月

## 〔史料四〕

安永九九年

覚

御料所村方ハ他支配之御領并私領江掛り候諸出入・人殺・疵付・其  
外違変之儀、且盜賊・火付等召捕候節取斗之儀、此度御勘定奉行中  
ハ別紙之通御掛合相濟候間、右之趣取斗、其外之儀者是迄之通心得、  
区々ニ不成様可致旨被申聞候、然ル処拙者共御役所附ニ者牢屋無御  
座差支候付、伺之上追而御届可申間、夫迄之内自然右躰之儀有之節、  
者是迄之通御取斗被下候様仕度候、右之趣御勘定奉行中江も申達候、  
依之右之趣申上候、以上、

〔安永〇年〕  
丑

二月

（京都代官）  
小堀数馬  
（京都河原町二条代官）  
角倉与市

〔朱書〕

右安永十丑三月朔日触有之、尤御聞置被成候旨御答有之、右別紙与申者先達而御勘定奉行衆より申来候書付之事之由、月番より申来候事、

〔史料五〕

天明元丑年

先達而申上置候拙者共御代官所・当分御預り所村々諸出入・人殺・疵付・口論等之吟味もの取斗方之儀、御勘定奉行より申渡ヶ条之内、引合二町方之もの加り候節之取斗方難決儀有之、御勘定奉行江相伺候処、手代検使ニ差遣候節町方之者場所江罷出候ハ、申口承り、口書申付、或者行倒もの之親類杯ニ而其節限ニ而相濟候事ニ候ハ、其旨御達申上、一件者拙者共手限ニ而吟味仕、其もの江吟味掛り候筋有之候ハ、其趣を以一件御奉行所江差出候様可仕旨申越候付、此段申上置候、以上、

丑

五月

（大坂鈴木町南側代官）  
青木楠五郎  
（大坂鈴木町北側代官）  
万年七郎右衛門  
（大坂谷町代官）  
大屋四郎兵衛

〔史料六〕

（一）

此方より御尋書

御紙面之趣ハ、手代検使ニ御遣候節、其場所ニ限ニ而相濟候引合之もの而已之事与存候、右検使之上品ニ寄吟味ニ相成候節、町方之もの江吟味不相懸候共一件奉行所江御差出候心得ニ候哉、

〔朱書〕  
「是者手代御呼出御尋有之候処、又々書面を以左之通申来ル、」

（二）

先達而申上置候拙者共御代官所・当分御預り所村々諸出入、人殺・疵付・口論等之吟味もの手限取斗方之儀ハ、手代検使ニ差遣候節引合ニ町方之もの加り候とも、其場所限ニ而相濟候引合之もの而已之事ニ思召候、然ル処右検使之節、町方之もの江吟味不相懸候而茂引合有之、其場所ニ而口書申付候ものハ、右吟味一件落着申渡候節如何取斗之積相心得罷在候哉、検使之上品ニ寄吟味相成候節、町方之もの江吟味不相懸候而も、一件御奉行所江差出候心得ニ御座候哉之旨、手代御呼出被仰聞候趣承知仕候、手代検使ニ差遣候節、其場所ニ出会居候もの者御奉行所御直支配町方之ものニ而も口書申付候仕来ニ御座候間、右出合居候付口書申付候迄ニ而、吟味懸り候引合ニ無之分ハ一件手限ニ而落着申渡候積、尤右落着之節、御奉行所御直支配町方之もの呼出候程之引合ニ候ハ、是又一件御奉行所江差出候積相心得罷在候、依之申上候、以上、

(天明元年)

丑

(大坂鈴木町南側代官)  
青木楠五郎

五月

(大坂鈴木町北側代官)  
万年七郎右衛門  
(大坂谷町代官)  
大屋四郎兵衛

〔右者土屋駿河守殿御渡、五月七日触、西へ御参府後、〕

(朱書)  
(大坂東町奉行)

## 〔史料七〕

(一)

上方八ヶ国取斗方之儀、御奉行所江御懸合之上拙者共江御勘定奉行  
 の申渡候節、区々不相成様可致段申聞候、然ル処旧離願之儀、是迄  
 之仕来左之通御座候、

一、撰河播村々之もの旧離願出候節、旧離請候ものハ勿論、旧離願候  
 諸親類拙者とも一支配内之ものニ候得者拙者共承届、其段御奉行所  
 江御届申上、親類之内大坂三郷又ハ他支配・私領等之者加り候節ハ  
 先御奉行所江為願、御聞届之上拙者とも承候仕来り之旨先支配申送  
 り候付、右申送り之通取斗申候、

一、泉州村々取斗方之儀、先達而楠五郎・七郎右衛門の

(大坂鈴木町北側代官・青木)(大坂鈴木町北側代官・万年)

堺奉行所江及御懸合候節、旧離願之儀、銘々御代官所之もの・他所  
 之もの連印ニ而旧離相願候ハ、連印いたし候他所之親類者其支配  
 或ハ領主・地頭へ可相願旨申渡、御代官所村方願承届可申筋ニ而、  
 勿論他之もの連印無之、御代官所村方之ものニ村役人致加印願候時、  
 親類之糺可致筋ニハ無之、旧離不致親類ハ其通之事ニ而、後日旧離

願候ハ、其節者其支配之役所ニ而承届候筋ニ候旨、堺奉行所ハ御  
 勘定奉行江懸合、楠五郎・七郎右衛門江申渡、右之通ニ相極申候、

然ル所、前書撰河播并大和者取斗両様ニ相成候間、拙者共ハ尚又今  
 般御勘定奉行江相伺候処、旧離・義絶等銘々之存寄次第ニ而、旧離  
 不願親類可有之候得共可糺筋ニハ無之、一件打合せ、糺之上旧離受  
 候もの并旧離願候もの共江拙者共御代官所内ニ候ハ、承届候旨可相  
 届、若他所之もの連印いたし差出候ハ、其領主・地頭江可相願旨  
 可申渡筋ニ候間、其趣を以相伺候様申渡候、

右之通撰河播旧離願之儀、泉州同様ニ取斗候而も於御奉行所御差支無  
 御座候ハ、以来泉州同様ニ取斗候様仕度候、思召御附札被成下度奉  
 存候、以上、

(天明元年)  
丑

四月

青木楠五郎

万年七郎右衛門

(大坂谷町代官)  
大屋四郎兵衛

(二)

此方ハ御附札

本文之通御取斗候とも於奉行所差支之筋ハ無之候、併当表仕来与  
 ハ相違ニ付、一通左ニ相認差進候、御承知可有之候、

一、久離願之儀、父相果、母後夫を求、子出生継父輩、或ハ母相果、  
 父後妻を求、又ハ入贅養子ニ而彼妻相果、後妻ニ子出生継母、継

子を可追出工有之類、其外後家密通難成ニ付雖為美子久離願出候族等有之故、願書ニ父母双方之親類一同連印并年寄町人奥印ニ而願出候得ハ聞届、勿論其節外ニ親類無之哉相尋、此外親類無之旨申候ハ、其段願書ニ為認入候儀、先規々当表仕来ニ付、既久離受候もの御代官所之ものニ而、右久離願立候親類之内ニ而も、一支配之もの有之候而も、右親類之内他之引合有之分是迄当御役所ニ而聞届来候、

但、目下之親類々目上之ものを久離切候儀是迄聞届不来、目上之もの頭取久離切候願書ニ目下之ものも加り相願候得者一同聞届候、是又当表仕来候間、以来本文之通御取斗候ハ、或者頭立相願候目上之親類ハ不殘御代官所之ものニ而奉行所江願出候ハ、目下之もの斗ニ御代官所御聞届之様子不相糺候而ハ難聞届候付、其度々可及御懸合候、

〔史料八〕

(大坂奉行所手力)

八田五郎左衛門来状写

当地住御代官方々別紙之通書付被差出候付、則御附札被成被遣候、右附札之通御奉行所ニおゐてハ御差支無之義ニ付、御代官所久離之儀、向後別紙之通御改之由ニ御座候、此段御組中御承知被置候様拙者共々通達可仕旨御頭被仰聞候間、早々仲ヶ間中江御通達可被成候、

一、右別紙文言之内、撰河播并大和と申儀有之候ハ、和州ニも御代

官所有之、是亦泉州と取斗相違ニ付、撰河播同様御取調之義有之候間、文言統ニ被認候義ニ而、此方江御申立之儀ハ大和ニ拘候事ニハ無之由ニ御座候、文言等ハ銘々之存寄次第与申文言之趣ニ而ハ御聞届之御心得ニ候哉不相分候付、猶又御代官江御尋被成候処、此儀ハ追而御返答有之筈ニ御座候、此段も為御心得御通達可被成候、

一、右御代官所江罷出候他所之親類も致連印出候節ハ、其領主・地頭江相願候様御申渡候ハ、右領主・地頭之役人上方ニ有之分ハ格別、上方ニ領主・地頭無之ハ下ニ而難渋可致筋と被存候得共、右者奉行所ニ而御差支有之と申筋ニハ無之ニ付、別紙御附札之通取斗被仰遣候得者、右者御代官方御心得も可有之義ニ付、一通御口上ニ而此儀も御達置被成候由ニ御座候、

一、右別紙御勘定御奉行々御代官方へ御差函ヶ条向之趣ニ而者、久離受候もの并久離願候もの共御代官内ニ候ハ、御代官ニ而御聞届、若其親類ニ他所之連印有之候ハ、夫々江願、ヶ様御取斗之筋と相聞候間、左候ハ、久離受候者他所之ものニ而、御代官所之ものも他所之ものニ交り、是迄之通御奉行所江一同願出候筋ニ候哉、又久離・義絶等ハ銘々之存寄次第と申文言之趣ニ而ハ御代官所之もの斗勝手次第御代官所江願出、御代官ニ而御聞届之御心得ニ候哉之儀不相分候付、尚又御代官江御尋被成候処、此儀追而御返答可有之筈ニ御座候、此段も為御心得仲ヶ間中江御通達可被成候、

(天明元年)

五月十五日

八田五郎左衛門

## 〔史料九〕

御代官<sup>ノ</sup>之再報写

拙者共御代官所・当分御預り所撰河播村々旧離願取斗之儀、泉州同様取斗候而も於御奉行所御差支無御座候ハ、同様取斗申度趣先達而申上候付、則御附紙被成下候、然ル処御勘定奉行<sup>ノ</sup>差図之趣を以申上候書付之内、久離義絶等者銘々之存寄次第二而、久離不願親類可有之候得共可糺筋二ハ無之、一件打合糺之上可承届筋二も無之、久離受候もの并久離願候もの共二拙者共御代官所内二候ハ、承届、其旨可相届候、若他所之もの致連印差出候ハ、其領主・地頭江可相願旨可申渡もの二候間、其趣を以相伺候様御勘定奉行<sup>ノ</sup>申来候趣申上候、然ル処久離受候もの并願候者も御奉行所又他支配・私領等之者二而、外二拙者共御代官所内二も親類有之、是又同様久離相願候節、右拙者共支配之もの之願者拙者共方二而承届候積り相心得罷在候哉、御達之趣承知仕候、久離受候もの并三郷又ハ他之御代官所・領分・知行所之もの二而も、久離一通り之儀ニ而外二子細無之候得ハ、拙者共支配所之もの相願候久離之分ハ、銘々拙者共役所ニ而承届候上御奉行江御届申上候積相心得罷在候、依之申上候、以上、

天明元年  
丑

五月

右同月十八日組触有之、

(大坂鈴木町南側代官)  
青木 楠 五 郎  
(大坂鈴木町北側代官)  
万年七 郎 右衛門  
(大坂谷町代官)  
大屋 四 郎 兵衛

## 〔史料一〇〕

天明元年

当地住御代官所之ものと他領之ものと入交候久離願、当正月以来御代官江願出、彼方ニ而御聞置候積相極候付、先達而当御役所江相願、御聞届置之久離赦免願も御代官所之もの斗ハ、十二年以前寅年五月相極候一領切久離赦免願准シ、是又向後御代官所へ願出候様被仰渡、彼方ニ而御聞置候積ニ相成候間、為御心得御通達可被成候、以上、

天明元年  
十一月廿九日西  
目安方

## 〔史料一一〕

(大坂鈴木町北側代官)

一、万年七郎右衛門殿御代官所撰州西成郡九条村河内屋喜兵衛、同御代官所同州同郡下福島村今林屋武助、同上福島村播磨屋伊右衛門幼少代判藤兵衛、右家受人共<sup>ノ</sup>願出候家明出入之儀、明和八卯年十月以後者たとへ御代官一支配同士ニ而も願有之次第其借屋人呼出、於奉行所ニ早々家明候様被仰渡候処、以来一支配内二候者、御代官ニ而吟味之上落着被仰渡候様御達有之候、尤是迄奉行所江願付有之、未落着不致分、其俣奉行所ニ而御取斗被成候旨相極候事、

右者同年八月十四日組触有之、

## 〔史料一二〕

天明貳寅年

拙者共御代官所・当分御預り所撰河播村々行倒人・捨子・捨もの等ハ勿論、其外不依何事一支配限之儀ハ拙者共銘々手限ニ而取斗、三郷江抱合候儀有之候ハ、其御奉行所へ申上候様可仕候、且不依何事拙者共銘々役所へ不訴、直ニ其御奉行所江訴出申間敷旨兼而村々へ申渡置候得共、万一心得違拙者共役所江不訴出以前直ニ其御役所へ訴出候ハ、其時々拙者共へ御懸合被成下候様仕度奉存候、依之申上候、以上、

(天明元年)  
丑

十二月

(大坂銘本町南側代官)  
青木楠五郎

(大坂銘本町北側代官)  
万年七郎右衛門

(大坂谷町代官)  
大屋四郎兵衛

## 〔史料一三〕

先達而御申聞候撰河播村々行倒人・捨子・捨もの等ハ勿論、其外不依何事一支配限之儀各手限ニ而御取斗、万一村々之もの心得違、各御役宅江不訴出以前直ニ御奉行所江訴出候ハ、其時々及御懸合候様被致度旨令承知候、右之内捨子訴之儀、(大坂谷町代官、大屋)四郎兵衛殿へ駿河守(大坂東町奉行、土屋)及御直談候通、各方へ訴出候分一ヶ月限ニ御申聞有之候間、右御申聞候迄之内ニ大坂三郷町内之者貴受度旨申出候ハ、浮置、右御申聞候上相改

可及差図候、且又捨もの之儀、各御支配所ハ大坂町続も多、旁是迄之通早速奉行所へ承置不申候而ハ捨もの之品ニ而吟味之手掛り相成候儀前々有之候間、捨もの等之儀ハ早速御申聞候共、又者右村方御役所江届出置候とも、各方ニ而差支無之様御取斗候様存候、尤捨もの等ハ其品奉行所江取寄セ、改候義も可有之候、且又各御役宅へ不訴出以前直ニ奉行所江罷出候もの之儀、一通りにてハ断済候否難相分候間、向後者都而御代官所之もの奉行所江書付差出候度每各方御聞置候訳、金銀出入之先断等同様、手代之添書ニ而も有之候歟、又者左様ニも難成筋ニ候共、右断書付ニいたし度候、右両様書添等無之分ハ不取上、書付可差返候、

## 〔史料一四〕

(天明)  
〔御代官所々書面〕

昨日被仰聞候御書面之内、都而御代官所之もの御奉行所へ書付差出候度每拙者共聞置候訳、金銀出入先断書同様、手代添書ニ而も有之候歟、又者左様ニも難成筋ニ候ハ、右断書拙者共役所断済候儀書加江差出候様被成度候、右両様書添等無之分ハ御取上無之、書付御差返被成候旨御達之趣承知仕候、然ル処右御答之儀ハ(大坂銘本町南側代官)青木楠五郎・(大坂銘本町北側代官)万年七郎右衛門一同評儀之上書付を以可申上候得共、拙者支配所差懸り候儀も有之候付、右御答申上候迄者是迄之通御取斗御座候様仕度奉存候、依之申上候、以上、

(天明一箇年の誤りカ)  
丑

七月十日

(大坂谷町代官)  
大屋四郎兵衛

(朱書)  
「右触七月九日有之」

〔史料一五〕

当地住三御代官支配所撰河泉播村々江都而通達為致候儀有之節ハ、用聞共呼出し、村々江可致通達旨申渡候儀も有之候処、已来者御代官江相達、御代官ハ銘々支配所村々江申渡度旨三御代官ハ申立有之、御聞届被成候付、右躰之儀有之節者手代呼出相達候間、左様御心得可被成候、以上、

八月十八日  
(天明一箇年カ)

西

地方役人

御月番様

〔史料一六〕

天明貳寅年

一、先達而申上候撰河播村々行倒人・捨もの等ハ勿論、其外不依何事拙者共一支配之儀ハ銘々拙者共手限ニ取斗、万一村々之もの心得違、拙者共方江不訴出以前直御奉行所江訴出候ハ、時々拙者共江御懸合

可被下候、右之内行倒人・捨子訴之儀、駿河守殿ハ四郎兵衛

江御談被成候通、拙者共方江訴出候分一ヶ月限ニ申上候間、捨子ハ右申上候迄之内大坂三郷町内之もの貰受度旨申上候ハ、御浮置、拙者共御代官所・当分御預り所者大坂町続も多、旁是迄之通早速御奉行所江御聞置不被成候而者、捨物之品ニ而御吟味御手懸ニも相成候儀前々有之間、捨物等之儀ハ早速御届為申上候共、又者右村方ハ御奉行所江御届為申上候与も、拙者共方ニ而差支無之様取斗可申候、尤捨物等者其品御奉行所江御取寄御改被成候儀も可有之候、且又拙者共方江不訴出以前直ニ御奉行所へ罷出候もの之儀、一通りニ而ハ拙者共方江相届候否難相分候間、向後ハ拙者共御代官所・当分御預り所之もの御奉行所江書付差出候度毎、拙者共承届候訳、金銀出入之先訴断等同様、手代共ニ添書為仕候敷、又者左様ニも難成筋ニ候ハ、右断書付ニ拙者共方江届濟候趣書加差出候様被成度候、右両様書添等無之分者御取上不被成、書付御返し可被成旨、御書取を以御達之趣承知仕候、

此儀、拙者共御代官所・当分御預り所村々地内ニ捨もの有之候旨訴出候ハ、以来ハ其時々品書相添、拙者共御奉行所へ一通り申上候様可仕候、

但、御勘定奉行江伺来候付、以来も仕来之通取斗候様相心得罷在候間、御奉行所御吟味御手懸り等ニも相成候儀有之候分者格別、左も無之分ハ其品於御奉行ニ不及御沙汰様仕度奉存候、尤御吟味御手懸りニも相成候ハ、早速拙者共江御達可被成候、

是又御勘定奉行江届置候様可仕候、

一、拙者共御代官所・当分御預り所村々之者共、公事訴訟・其外諸願者勿論、御届等ニ御奉行所へ罷出候節、御奉行所江罷出以前拙者共方へ相届、拙者共承届候上罷出候様兼而村々江申渡置候得共心得違、拙者共不相届直ニ御奉行所へ罷出候もの共有之候付、以来拙者共方江相届、拙者共承届候分、(六)村々御奉行所へ差出候書付、奥書・印形いたし差出候様可仕候、尤諸願等之趣意是悲共御奉行所ニおゐて御糺有之候儀ニ候ハ、御奉行所へ不罷出以前拙者共方へ相届、右届之趣拙者共承届候迄之奥書ニ候間、諸願等之趣意ハ拙者共方ニ而不相糺、以来左之通奥書相認、拙者共銘々役所ニ而押切等ニ相届候役所判之判鑑御奉行所へ差出置、右銘々役所判を押差出候様可仕候哉、

右之通出訴仕願出度旨申出候付、差出申候、以上、

何ノ誰

役所判

右之通御届申上度旨申出候付、差出申候、以上、

何ノ誰

役所判

右之通ニ而可然思召ニ候ハ、不依何事ニ村々御奉行所江差出候書付江奥書いたし差出候趣、拙者共銘々御代官所・当分御預所村々ニ為触知置、右之通取斗可申候間、前書奥書無之分者於御奉所御取上無之(行)様仕度奉存候、

但、拙者共御代官所・当分御預所村々寺社普請・修復等之儀、寺院・社人御奉行所江願出候節、并金銀出入先訴之儀村々御奉行所江御断申上候節、是迄ハ御奉行所江差出候書付江拙者共銘々手代共奥書・印形仕差出候得共、本文之通ニ取斗候様ニ相成候ハ、右両様共手代共奥書・印形者相止メ、是又本文之通拙者共銘々役所判を押し差出候様仕度奉存候、

右之通以来取斗候様可仕候哉、御付札可被成下候、以上、

寅(天明二年)

八月

(大坂鈴木町南側代官)  
青木楠五郎

(大坂鈴木町北側代官)  
万年七郎右衛門

(大坂谷町代官)  
大屋四郎兵衛

### 〔史料一七〕

(一)

(御代官所力)

先達而及御掛合、各御役所・当分御預所村々出訴事・願事・届事等奉行所江申出候節、各々奥印書被認、役所判を押、御差出之儀者無差支承置候、尤判鑑も被遣置候様ニ存候、(五)右之方ハ故障有之、存寄申進候、

一、都而御代官所并御預所之者与大坂三郷・其外他領之者致連印差出候書付ニ御書添・奥印無之積り相心得候事、

但、奉行所江訴出置候捨子貴請度旨願出候砌、又者右請人等ニ相

立候節者、村方之者奥印も無之者、町之もの書付ニ貫人・請人等奥印いたし差出候得者聞届、跡ニ而村方之者江断置候様申渡候奉行所仕来ニ候、

一、都而初発之届并願・訴訟之節、奥印相済有之分者、其後吟味中之違変ニ而品替候儀有之候而も御書添・奥印無之積相心得候事、

一、目安を以掛り候出入、相手方御代官所之者江訴状持参、所之もの願人同道いたし早速断出候得共、名前違等者名前為相改候上其候訴状為請候、或者右躰故障無之訴状受罷在、対決差日ニ至り、相手方病氣并対決制限致遅参、其段断出、重而之御用日対決為致候儀茂有之、又者最初訴状請候俛ニ而何之断も不致直ニ対決ニ罷出候事も有之候、右之通奉行所江出候初発区々ニ付、右躰目安出入ニ限り御書添・奥印無之積相心得候事、

一、大坂質屋・古手屋・道具屋仲間ニ加り居候御代官所之者江も失物触差出、似寄之品有之砌、或者右之仲間ニ而怪敷品等質ニ取又者買合セ候得者、右品者竊会所江持参相届候付、早速右仲間支配之惣代取次届申出候、尤右仲間間事之儀ニ付、達候儀并呼出候節之儀茂所役人ニ不拘右仲間支配之もの江申付候儀前々仕来ニ御座候、右之類度々御代官所江届、奥印申請罷出候様相成候ハ、其もの共所役人江も可申出、其上御代官所ハ奥印等申請罷出候而者彼は手間取若右之内自然盜賊杯江洩聞、手当申付候筋ニ相成候儀可有之候、右之通捕者手当事ニ拘候儀も御座候間、右仲間間事ニ限り候分者御書添・奥印無之様相心得候事、

右之通取斗候而も御差支ハ無之哉、今一応御存寄承置度候、以上、

(天明三年)

卯 四月

(一)

右御書面之趣承知仕候、以来右之通御取斗御座候而も拙者共方差支候儀無御座候、依之申上候、以上、

卯

四月

御代官連名

右者天明式寅年十月九日触

### 「史料一八」

捨子・捨物・行倒之儀ニ付、三御代官江懸ケ合一件書物

掛り

(大坂東町奉行所与力)

八田五郎左衛門

(大坂東町奉行所与力)

磯矢市左衛門

(大坂西町奉行所与力)

大須賀文左衛門

(大坂西町奉行所与力)

安東丈之助

拙者共御代官所・当分御預所撰河播村々行倒人・捨もの・捨子等者勿論、其外不依何事一支配限り之儀者拙者共銘々手限ニ而取斗、尤三郷江抱合之儀有之候ハ、其御奉行所江申上候様可仕候、且不依何事拙者共銘々役所江不訴出直ニ御奉行所江訴出申間敷旨兼而村方江申渡置

候得共、万一心得違拙者共役所江不訴出以前直ニ其御奉行所江訴出、其時々拙者共江御掛合被成下候様仕度奉存候、依之申上置候、以上、

(天明元年)  
丑 十二月

(大坂鈴木町南側代官)  
青木楠五郎

(大坂鈴木町北側代官)

万年七郎右衛門

(大坂谷町代官)

大屋四郎兵衛

〔史料一九〕

撰河播村々捨子・捨物断之儀、奉行所江不訴出直々御代官所江願出候分者御代官所限ニ而取扱有之、奉行所江者御申聞無之候心得候哉、拙者共御代官所・当分御預所撰河播村々捨子・捨物之儀、御奉行所江不訴出直ニ拙者共役所江訴出候分者拙者共手限ニ而取斗、御奉行所江者不申上様相心得罷在候哉、御達之趣承知仕候、都而三郷之もの引合無之分者拙者共手限ニ而取斗、其品ニ寄御勘定奉行江相伺候様相心得罷在候、併思召も有之候ハ、其訳御附札可被成下候様仕度奉存候、

(天明元年)  
丑 十二月

(大坂鈴木町南側代官)  
青木楠五郎

(大坂鈴木町北側代官)

万年七郎右衛門

(大坂谷町代官)

大屋四郎兵衛

捨子・捨もの之儀、三郷之者共引合無之分者御手限ニ而御取斗之儀者

勿論之儀ニ可有之候得共、右捨子・捨物御支配内ニ有之段奉行所江御申聞候有無之儀、承度候、

〔史料二〇〕

先達而申上候拙者共御代官所・当分御預り所撰河播村々捨子・捨物之儀、御奉行所江不訴出直ニ拙者共役所江訴出候分者手限ニ而取斗、御奉行所江不申上候様相心得罷在候哉、御達之趣承知仕候、都而三郷之もの引合無之分者拙者共手限ニ而取斗、其品ニ寄御勘定奉行江相伺候積りニ相心得罷在候旨御答申上候処、猶又被仰聞候者、捨子・捨もの之儀、三郷之者共引合無之分者手限ニ而取斗候儀者勿論之儀可有之候得共、右捨子・捨物支配内ニ有之候段御奉行所江御達申上候有無之儀可申上旨承知仕候、都而手限取斗御勘定奉行江相窺候類者、御奉行所江不申上候様相心得罷在候、併思召も有之候ハ、其訳御附札被成下候様仕度奉存候、以上、

(天明二年)  
寅 正月

(大坂鈴木町南側代官)  
青木楠五郎

(大坂鈴木町北側代官)

万年七郎右衛門

(大坂谷町代官)

大屋四郎兵衛

右者青木楠五郎・万年七郎右衛門・大屋四郎兵衛三人申聞候趣を以、

猶又右(左カ)之通相達候、

〔史料二一〕

(一)

都而三郷之もの江引合無之儀者、不依何事御代官所一手二而御取斗候ハ、捨子等貴人有之節、三郷之者之外他所之もの貴度旨申候分も御一手二而御取斗候御心得二候哉、

一、都而捨子貴人有之節、請人を取差遣度旨、右貴人・請人召連、元町之もの断出候ハ、乳持等之儀糺之上承届、未々亀抹無之様養育いたし可遣旨申渡、其段右捨子病死等之儀断出候節者組同心差遣、死骸見分爲致候上怪敷儀も無之候ハ、場所ニおゐて死骸片付申渡させ候奉行所仕来二候、御代官所ニ而ハ如何御取斗之心得二候哉、若三郷之外他所之貴人有之分者、御一手二而御取斗候積り二候得者、右捨子病死等之節者いかゞ御取斗之心得二候哉、

一、御領所村内二人殺・疵付・口論・其外之違変ニ而他所之もの引合斗二候ハ、地頭江懸合、一件各方ニ而御吟味有之候積り候由、且盜賊・火附等御召捕之節、他領之ものニ而も、無宿ニ而茂、縦他支配・私領等ニ引合勿論、同類有之候共、各方ニ而御吟味有之候積之由、先達而令承知候、右同類或者引合之者等品ニ寄居村江罷帰居、或者病死等いたし候節、檢使御遣方等者如何御取斗候心得二候哉、是又乍序承置度候、

(二)

(大坂谷町代官・大徳)

去月晦日四郎兵衛 手代御呼出、捨子・捨物并吟味引合他支配・私領之もの病死等いたし候節者、拙者共取斗方申上候様御書付を以御達之趣承知仕候、右者拙者共得与評儀いたし申上候間、暫延引可仕候、依之申上置候、以上、

(天明年)  
寅

二月

(大坂船木町南側代官)

青木楠五郎

(大坂船木町北側代官)

万年七郎右衛門

大屋四郎兵衛

〔史料二二〕

当地御代官御支配所之もの諸願・諸届等ニ而御役所江罷出候節、書付二御代官奥書・役所判を以被差出候儀者先達而御掛合之通ニ御座候、

(大坂谷町代官)

然ル処大屋四郎兵衛殿御代官所撰州東成郡東高津村之内、餌差町欣求

庵護摩修行願有之、奥印無之故四郎兵衛殿手代被召出御尋有之候処、

寺社普請願之儀ハ、右願書前々手代奥書・印形を被差止、奥書・役

所判ニ而被召出候哉、其外寺社人公事訴訟・諸願・御届等ニ出候分者、

(大坂船木町南側代官)

御代官奥書・役所判無之被差出候積り二候旨被仰聞、青木楠五郎

(大坂船木町北側代官)

殿・万年七郎右衛門殿ニも同様之趣書付被差出候、右者先達而各様御

手掛之儀ニ付、而御組共御心得ニも可相成哉と得御意候、以上、

同

十月十八日

寺社方

西目安方

## 〔史料二三〕

千日墓所聖六坊依願、宛死(金九)・小屋死并高原之引取小屋死之分、葭原・浜之墓・梅田・鳶田・小橋・千日、六ヶ所墓所江順番ニ取片付被仰渡候筈ニ相成候、尤市中行倒死并相對死之分ハ、順番不抱方角之墓所江是迄之通ニ取片付被仰渡候旨ニ御座候、右者一昨廿一日両御頭御評儀之上御極被成候間、御一同御承知可被成候、

正月廿三日

## 〔史料二四〕

青木楠五郎支配所村内墓守之もの御奉行所江罷出候節差出候書付、(大坂鈴木町南側代官)以来奥印仕差出候哉可申上旨被仰渡奉承知候、右墓守之儀、諸向々差越候死人難心得有之節直ニ御奉行所へ御届申上候砌、書付奥印不仕差出候様仕度奉存候、楠五郎儀出府仕候付、留主居之もの書付を以奉

申上候、

(天明四年)辰

正月

青木楠五郎手代

山岡程右衛門印

## 〔史料二五〕

大屋四郎兵衛殿書付写(大坂谷町代官)

拙者御代官所撰州西成郡難波波村千日・今宮村鳶田并東成郡東高津村小橋、三墓所墓守共々差出候諸書付之内、村役人共加印仕候分者拙者役所奥書・印形いたし差出候得共、墓所江拘り、墓守一判ニ而差上候書付ニ者奥印不致儀者、御心得被成候旨御達シ之趣承知仕候、聖共之儀一鉢者外寺院と品違ひ候者之儀ニ付、諸書付江奥印形いたし可差出身分之者ニ候得共、急御届等之節差支候趣ニ付、墓所江拘り候儀ニ而墓守共一判之書付を以御届申上候節ハ、役所奥書・印形不仕いたし来候処、以来右之通取斗候積相心得罷在候、依之申上候、以上、

(天明四年)正月

大屋四郎兵衛

## 〔史料二六〕

小作米銀滞之儀者、右小作米銀を以地主御年貢上納いたし候事ニ付、通例借金銀出入と者品違候付、拙者共方へ訴出候一支配之分ハ多分利害申聞、早速為相濟候様取斗候得共、大坂三郷又者他支配・私領之もの小作いたし罷在、小作米銀滞候分ハ是迄御奉行所へ為訴上候、然ル処去々(天明元年)丑二月廿一日拙者共三名を以申上置候御勘定奉行申渡書付之内、

一、右御代官ニ而吟味為致候引合ニ、伏見・京都・大坂・奈良・堺町方之もの加り候得者、其所之奉行所江御代官可申達間、一件奉行

所之取捌与存候、是者拙者共方ニ而之吟味ニ而者、他之奉行所支配  
 之ものも互ニ呼出候事ニ御座候得共、御代官之役所へ奉行直支配町  
 方之もの呼出候、二者有之間敷ニ付、前々々本文之通相心得罷在候、  
 併御料所村方ニ出作地致所持候もの出作地へ附候ゆへ、年貢等之儀  
 ハ奉行直支配町方之ものニ而も、其御代官ニ而為相札可被申候、  
 右之通申渡有之、出作地所持不仕、小作而已いたし候もの小作米滞  
 候節之取斗方者、右申渡ヶ条之内ニ無之候得とも、御年貢江拘り候趣  
 意者同様之儀ニ付、以来者出作地所持不仕、小作而已いたし候もの小  
 作米銀滞候分も、右出作所持いたし候もの出作地へ附候御年貢等滞候  
 節之取斗方ニ准し、他支配・私領者勿論、三郷町方之者ニ候とも、拙  
 者共方へ呼出、可成たけ早速相濟候様利害申聞、実々相滞候分者於拙  
 者共方濟方申付候様仕度奉存候、右之通取斗、御奉行所ニおゐて御差  
 支無御座候哉、御附札可被成下候、以上、

卯  
(天明三年)

七月

青木 楠五郎  
(大坂鈴木町南側代官)  
 万年七郎右衛門  
(大坂鈴木町北側代官)  
 大屋四郎兵衛  
(大坂谷町代官)

〔史料二七〕

先達而被御申聞候、出作地所持不致、小作而已いたし候もの、出作地  
 へ附候御年貢等滞候節之取斗方ニ准、他支配・私領ハ勿論、三郷町方

之ものニ候とも各方御役宅江呼出、可成たけ早速相濟候様利害申聞、  
 実々相滞候分ハ濟方をも御申付有之度旨、右御申聞候趣令承知候得共、  
 奉行所仕来も替り候儀ニ付、御勘定奉行衆江懸合候上江戸表へ相伺候  
 処、右御申立之通取極置候得者、御料所一躰御年貢納方之差支ニも可  
 相成段御勘定奉行衆より申来候趣意も有之候上者、当奉行衆江被及接  
 拶候而も構候儀無之相聞候旨御下知之趣、御書付を以阿部能登守殿被  
 仰渡候間、以来御申立之通御取斗可有之候、尤御勘定奉行衆江も其旨  
 及挨拶候、

十二月  
(天明四年)

右正月六日触

〔史料二八〕

天明五巳年

一、青木楠五郎殿・大屋四郎兵衛殿ハ別紙写之通申立有之候付、御頭  
(大坂鈴木町南側代官)  
(大坂谷町代官)  
 方御評談之上御承知之旨被及御挨拶候、依之、以来御代官ハ御差出有  
 之候諸出入并疵付・口論等之御吟味者、一件落着之趣其度每手代御呼

出御達被成候御積御座候、尤右之段両御組中御一統御達可申旨被仰聞  
 候間、御触被成候様奉存候、以上、

八月廿五日  
(天明五年)

## 〔史料二九〕

拙者共支配所村々諸出入并疵付・口論、都而手切ニ而難決、御奉行所へ差出候吟味もの之分、一件落着被仰付候節、江戸三奉行御振合之通、

趣意・落着之趣一通り御達被成下候様仕度奉存候、依之申上候、以上、

(天明五年)

八月十一日

(大坂船本町南側代官)  
青木楠五郎

(大坂谷町代官)  
大屋四郎兵衛

## 〔史料三〇〕

天明六年

都而三郷町内住居之者久離之儀、先達而奉行所へ願出御聞届後、右親類之ものとも之内、当地住御代官所住居ニ相成候上、右久離赦免之儀願出候節、市中之ものハ於奉行所御聞届、御代官所住居相成候者共者御代官所江相願候様被仰渡、彼方ニ而聞届有之、翌月御代官ハ奉行所へ届有之積、今日御評議之上相極候間、御一同へ御達可申置旨被仰出候間、御組御触可被成候、

八月

(大坂東町奉行所与力)  
工藤小左衛門  
(大坂東町奉行所与力)  
大塩平八郎

## 〔史料三一〕

都而一領内之者久離願、親類之内當時(地の誤り) 住御代官所之もの斗入交候

節、御代官所之もの其筋江申出相濟候上者一領切ニ相成、御聞届難被成旨、以来右躰久離願有之候とも御聞届不被成候積り、今日御評議ニ而相極候、

二月廿九日

(大坂西町奉行与力)  
三宅十郎右衛門  
(大坂西町奉行与力)  
内山秀次郎

## 〔史料三二〕

天明三癸卯二月七日例

一、撰州西成郡西高津村法祐寺門内ニ迷子有之、奉行所へ訴出候付、

(大坂谷町代官)

則御代官大屋四郎兵衛へ懸ケ合候処、右者寺院境内之儀ニ付奉行所

江差出候事之由答有之、勿論奉行所取捌、

右之通ニ付、御料所寺院境内之捨子・迷子・捨ものハ奉行所取捌、然ながら村方ハ直訴者難取上、断書ニ御代官役所奥判有之候事、

## 〔史料三三〕

(一)

一、天明六丙午年五月七日、(大坂船本町南側代官) 青木楠五郎殿御代官所撰州豊島郡池田村

法園寺柴納屋ハ出火いたし候旨楠五郎殿へ訴出候由ニ而、御同人手代中村半蔵為見分罷越相糺候趣、法園寺口上書・所之者口書ニ絵図相調、楠五郎殿口上書相添、見分之趣書付を以一件召連、同月十日

備後守殿 御役所へ右中村半蔵申出、御糺被成候処、寺院咎之儀

八楠五郎殿方ニ而難取扱候間、一件召連御差出之旨申之候、然ル処  
去ル天明四辰年二月廿日、御同人御代官所同州兔原郡住吉村神宮寺

灰小屋出火有之、右同様備後守殿御役所へ手代申出、御取調、

土佐守殿 御評義之上御城代戸田因幡守殿江神宮寺急度御叱置被

成候趣御届被仰上候処、其節ハ右御届之通ニ而相濟候得共、全株御  
代官ニ而可相濟義与思召候間、京都町御奉行御取斗之趣をも御問合

置被成候様因幡守殿被仰聞候由、然ル処京都町御奉行も同様之義  
当御役所へ御問合有之、則当地住御代官江も御懸合有之、御代官御

取捌方之趣被及御返答、右之通京都都ニても相定、御取扱方難相分思

召候付、其分ニ而相過、重而右躰之儀有之候ハ、其節御伺被成候  
思召之由相聞候処、此度前書法園寺出火有之、いつれニも御代官ニ

而御咎難被成義ニ付、一件御受取之上法園寺急度御叱り置、同月十  
一日左之通阿部能登守殿へ御届被仰上候、

## (一)

御代官所寺院出火咎申付候儀、御届申上候書付

佐野備後守

青木楠五郎御代官所撰州豊島郡池田村法園寺柴納屋、去ル七日亥上刻  
出火仕候処、寺院之儀ニ付楠五郎方ニ而咎難申付旨口上書を以御役所  
へ差出候付、法園寺呼出、類焼無御座儀ニ付、火之元之義ハ兼而申付  
置候処不念之段急度叱置申候、依之申上候、以上、

天明六年  
午

五月十一日

佐野備後守

## (二)

右之通御届書御持参、用人山田与五左衛門を以去ル辰年之一件等委

細ニ被仰上候処、翌日御呼出、与五左衛門を以能登守殿被仰出候者、

御料所寺社之義ニ而も奉行所御取斗之儀ニ付、以来共御届被仰聞候旨、

同月十三日西火事方葛山龜右衛門・松浦兵左衛門被召出、備後守殿被

仰渡候事、

同吟味方

西

役人

御月番様

## 〔史料三四〕

安永九子年十二月御勘定所御代官手限取斗方之儀被仰越候後、当表

両御代官於支配所無宿もの又者非人等行倒候節ハ手限ニ而被取斗、人

主無之行倒人之類も、多分ハ是又御代官手限ニ被取斗候得共、其内先

年当御役所へ被差出候も有之、此儀区々ニ相聞候間、御代官取斗方規

定旧冬両御頭羽倉権九郎殿へ御内談有之候処、右行倒もの取斗方之

儀ニ付先御代官万年七郎右衛門殿・青木楠五郎殿・大屋四郎兵衛殿勤

役中天明元丑年二月御勘定所江被相伺、人主無之行倒ものも御代官手

限ニ而取斗有之候様御差図被成候間、書留有之候間、弥右之通被取斗

候而も当御役所ニおゐて御差支も無御座候哉、則旧臘右伺書写被差添、  
 両御代官ノ東御役所江問合有之候付、御頭方御内評之上、右之通被取  
 斗候而も差支無之旨御附札被成遣候間、此段御組江達置候様東吟味方  
 へ被仰渡候付、拙者共迄猶又懸ヶ合有之候間、此段御組江も為御心得  
 御触可被成候、委細之義ハ拙者共役所書留置候、已上、

正月廿一日

〔付記〕

本稿を作成するにあたり、史料の閲覧につきましては、大阪商業大学商業  
 史博物館・九州大学法学部図書室・京都大学附属図書館・京都大学文学研究  
 科図書館・東京都公文書館のみなさまに、まことに世話になりました。心  
 よりお礼申し上げます。

また、本稿の内容につきましては、京都大学大学院文学研究科に提出した  
 二〇〇二・三年度の博士課程研究報告や、京都大学近世史研究会、日本史研  
 究会近世史部会、近世史サマーセミナーの各研究会における二〇〇三年度の  
 報告に深く関連します。指導教官の藤井譲治先生、各研究会の委員のみなさ  
 まや当日ご参加のみなさまには、貴重なご意見・ご教示をいただきました。  
 あらためて感謝申し上げます。

なお、脱稿後、戸森麻衣子「近世中後期長崎代官高木氏について―長崎奉  
 行との関係を踏まえて―」（『史料館研究紀要』三五、二〇〇四）を得ました。  
 本稿の内容と関連する部分も多いのですが、参照することができませんでし  
 た。現在私は、他の上方代官に関する別稿を用意しており、そこにおいて、  
 長崎代官に関する戸森氏の成果と比較しながら、あらためて幕府代官の特質  
 について検討したいと考えております。

(1) 高木昭作「幕藩初期の国奉行制について」『歴史学研究』四三一、一九  
 七六。同「幕藩初期の身分と国役」『歴史学研究』一九七六年度歴史学研  
 究会大会報告別冊』一九七六（のち両論文とも、同『日本近世国家史の  
 研究』岩波書店、一九九〇、に収録。藤田恒春「近世前期上方支配の構  
 造」『日本史研究』三七九、一九九四。なおここでは、藤田氏が論じられ

た、元和期以降の国奉行を念頭に置いている。

(2) 村田路人「享保期における幕府上方支配機構の再編」大石学編『日本  
 の時代史16 享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三（以下、『時  
 代』、一一二頁。

(3) 石井良助編『徳川禁令考』別巻、創文社、一九六一、五七・八頁、一  
 目安裏書判刊之事。平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、一九六  
 〇（以下、『刑訴』、四七八・四九七頁。

(4) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』御茶の水書房、一九六七、第五  
 章「畿内における幕藩制支配」（のち「朝尾直弘著作集 第一巻 近世封  
 建社会の基礎構造」岩波書店、二〇〇三に収録。藪田貫「河支配  
 国」論―日本近世における地域と構成―脇田修編著『近世大坂地域の  
 史的分析』御茶の水書房、一九八〇。同「支配国・領主制と地域社会」  
 関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家―関東と畿内の比較から  
 ー』岩田書院、一九九七。村田路人『近世広域支配の研究』大阪大学出  
 版会、一九九五（以下、『広域』。

(5) 水本邦彦『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七。同『近  
 世の郷村自治と行政』東京大学出版会、一九九三。藪田貫『国訴と百姓  
 一揆の研究』校倉書房、一九九二。

(6) 『広域』岩城卓二「大坂町奉行所と用達」『日本史研究』三四九、一九  
 九一。同「近世村落の展開と支配構造―「支配国」における用達を中心  
 に―」『日本史研究』三五五、一九九二。

(7) 『広域』藪田貫「大坂町奉行の世界―新見正路日記の研究・序説―」  
 『大阪の歴史』五八、二〇〇一。同「大坂代官の世界―竹垣直道日記に  
 ついて―」藪田貫編『近世の畿内と西国』清文堂、二〇〇二（以下、『畿  
 内』。岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会―大御番頭・大御番衆・加番  
 を中心に―」『歴史研究』三九、二〇〇一。

(8) 岩城卓二「幕府畿内・近国支配における譜代大名の役割―摂津国尼崎  
 藩と和泉国岸和田藩を中心に―」『歴史研究』三五、一九九八。同「畿  
 内・近国支配論における尼崎藩研究の意義」『地域史研究』二九―二、二  
 〇〇〇。熊谷光子「畿内・近国の旗本知行所と在地代官」『日本史研究』  
 四二八、一九九八。同「在地代官」久留島浩編『シリーズ 近世の身分  
 的周縁5 支配をささえる人々』吉川弘文館、二〇〇〇。

(9) 『広域』総論。村田路人「畿内近国支配論について」『日本史研究』  
 四二八、一九九八。

(10) 『広域』一七二頁。

- (11) 鎌田道隆『京花の田舎』柳原書店、一九七七（以下、『京花』、四一～五頁。村田路人「享保の国分けと京都・大坂町奉行の代官支配」大阪大学文学部日本史研究室編『近世近代の地域と権力』清文堂、一九九八（以下、『近代』、二二八頁。『時代』一二四・一三三頁）
- (12) 『京花』二八～三二頁。竹内誠『大系日本の歴史6 江戸と大坂』小学館、一九八九、三〇・三一頁。
- (13) 石井良助編『徳川禁令考』前集二、創文社、一九五九、一七六・七頁、八三八「享保六年七月開日 公事方勝手方事務分別ノ達」（教令類纂）。大石慎三郎「享保改革の経済政策」増補版、御茶の水書房、一九六一、七一～三頁。辻達也「享保改革の研究」創文社、一九六三、一三七頁。
- (14) 『京花』二八～三二頁。『時代』一三五・六頁。
- (15) 『畿内』。
- (16) 『当地住御代官取捌』は、佐古慶三氏の収集された史料群である「佐古文書」に収められている（史料番号A-1/10）。他方、佐古文書のなかに、大坂東町奉行所与力であった八田家の文書が多く存在することは、曾根ひろみ（「八田家文書」について『大塩研究』二六、一九八九）、野高宏之（「解説」『大坂町奉行吟味伺書』大阪府史編纂所、一九九二）、神保文夫（「明和三年の大坂町奉行所金銀出入取捌法改正に関する史料」『名古屋大学法政論集』一八六、二〇〇二）の各氏によってすでに明らかにされている。また収録史料の八や一八においては、八田家の当主である「八田五郎左衛門」の名前を確認することができる。こうした伝存の状況や史料の内容からすると、『当地住御代官取捌』自体からは八田家文書であると断定しうる明確な根拠は見出せないものの、それは八田家文書の一部である可能性は十分に想定しうる。
- (17) 京都大学附属図書館蔵。
- (18) 大阪府役所蔵版『大阪府史 第五』復刻版、清文堂出版、一九七九、九二頁以下。
- (19) 小早川欣吾『増補 近世民事訴訟制度の研究』名著出版会、一九八八（以下、『民訴』）。
- (20) 『刑訴』。平松義郎「近世法」『岩波講座 日本歴史11 近世3』一九七六（のち『江戸の罪と罰』平凡社、一九八八に収録。以下、『罪罰』）。
- (21) 前掲『徳川禁令考』別巻、五七頁以下、「棠蔭秘鑑 亨」。
- (22) 石井良助『日本法制史概説』創文社、一九六〇、四七一頁。同「吟味筋」「公事」「裁判」『国史大辞典』。
- (23) 『民訴』二〇～二三頁。大平祐一「近世の合法的「訴訟」と非合法的「訴訟」——救済とその限界」藪田貫編『民衆運動史3 社会と秩序』青木書店、二〇〇〇、五〇～八頁。同「近世日本の訴状——訴訟手続の考察に向けて」『立命館法学』二七一・二七二、二〇〇〇頁。守屋浩光「近世後期における畿内集団訴訟の法的性質（一）——政策形成訴訟」としての把握を通じて——『法学論叢』一四四一六、一九九九。同「近世後期における畿内集団訴訟の法的性質（二）——完——政策形成訴訟」としての把握を通じて——『法学論叢』一四六一二、一九九九。
- (24) 『刑訴』九一〇、四五八～九頁。服藤弘司『刑事法と民事法』創文社、一九八三、一八四～七頁。大平祐一「近世日本の「伺・指令型司法」『立命館法学』二八六、二〇〇二。
- (25) 『罪罰』四三～四頁。石井良助編『徳川禁令考』別巻、創文社、一九六一、五八頁、三。御料一地頭地頭違出入并跡式出入取捌之事」。
- (26) 『刑訴』八八九、二七四・五頁。『罪罰』五一～四頁。
- (27) 『刑訴』四六二～三頁。
- (28) 『刑訴』四六〇～一頁。
- (29) 大坂代官に関する先行研究については、安竹貴彦・上山卓也「大阪府立大学術情報総合センター所蔵「大阪公事方問合伺留」——大坂町奉行所関係文書——（一）其之式」『大阪府立大学法学雑誌』四八―三、二〇〇一（以下、『大公・式』）において、公事・訴訟に関することがらを中心に、簡潔な整理がなされている。また、宮本裕次氏は、近世前期における大坂代官の就任者や役所を確定するとともに、さまざまな活動内容について検討された（同「江戸時代前期の大坂代官」『大阪城天守閣紀要』二九、二〇〇一）。さらに、安竹貴彦氏は、幕末維新期における大坂代官役所から司農局への連続性や、その役人たちが同時期の行政に果たした役割を論じられている（「大坂代官所」から「司農局」へ（一）——幕末から明治初年における大坂代官所役人たちの動向を中心に——『大阪府立大学 法学雑誌』五〇―一、二〇〇三）。
- (30) 『広域』一七九頁。西沢淳男『幕領陣屋と代官支配』岩田書院、一九九八、四三・九九～一〇〇頁。前掲宮本論文。なお、享和三年四月、大坂谷町代官木村周蔵は大坂東町奉行水野若狭守に対して「当時拙者罷在候谷町御役所之儀者、安永六四年十月家質差配所建家御買上三相成、本町橋詰御役宅替被仰付、先御役宅へ御払二相成候趣先前々申送二御座候、」（京都大学附属図書館蔵『浪花公的例』（以下、『浪公』）一一）と述べ、また、水野は木村に「家質差配所之儀者、明和四丁亥年十二月」西町奉行元屋敷地面」『浪公』一三）に建設されたと答えている。これに

よると、明和四年に旧大坂西町奉行屋敷地が家質差配所となり、安永六年に大坂代官が家質差配所建家を買上げ、本町橋東詰より谷町に移転したことが確認できる。

- (31) 安竹貴彦・上山卓也「大阪市立大学学術情報総合センター所蔵『大坂公事方問合伺留』—大坂町奉行所関係文書—(二 其之老)」「大阪市立大学法学雑誌」四八—二、二〇〇一(以下、「大公・老」)。「大公・式」
- (32) 『刑訴』四八二頁。なお同様のことは、小早川氏がはやくに指摘されている(小早川欣吾「近世の裁判組織と審級及管轄に関する若干の考察(三・完)」『法学論叢』三二—四、一九三五)。
- (33) 京都大学文学研究科図書館蔵『上方八ヶ国手限取計留』(以下、『上八』)。
- (34) 『刑訴』四七八頁。なお、近世前期大和国における変死や盗賊などの事件については、大宮守友『奈良奉行所記録』の解説にかえて「付論 近世前期の奈良奉行」(『奈良奉行所記録』清文堂、一九九五)を参照。
- (35) 『上八』。なお、同様の史料が『当地住御代官取捌』三にも収録されているが、筆写もれの部分がある。
- (36) 『上八』。
- (37) 『上八』。
- (38) 石井良助「久離」『国史大辞典』吉川弘文館。
- (39) 『民訴』六五〇—一頁。石井良助「久離考」『家と戸籍の歴史』創文社、一九八一、六六九—六七〇頁。なお、近世前期大和国における勘当、久離願については、大宮守友「奈良奉行の支配形態—和州在方の勘当・久離願」(『龍鳳史淵』創刊号、一九八〇)を参照。
- (40) 『上八』。
- (41) こうした状況は勘定奉行側の史料からも確認できる。文政八年(一八二五)六月、公事方勘定奉行は代官全員に宛てた「惣廻状」のなかで、「欠落・勘当・旧離・帰住等、毎年十二月公事方月番江届出候様、文化九申年相達置候処、届方区々二年を経候届差出、又者欠落・帳外等無之ハ届不差出向も有之候故、…京・大坂・長崎等其筋江相達候振合も写を以同様可被相届候、(荒井頭道編・瀧川政次郎校訂『牧民金鑑 下巻』刀江書院、一九六九、一五二—三頁)と述べており、勘定奉行が全国幕領における人別の状況を把握しきれておらず、とりわけ京都・大坂・長崎といった奉行の所在する地域においては、代官は現地の奉行に報告するも、勘定奉行には報告していない状況であったことがわかる。
- (42) 東京都公文書館蔵『上方筋公事出入吟味物被仰渡伺済・関東博奕吟味取斗方一件留』。
- (43) 桑田優「摂州西宮邸裁判至要(四・完)」『八代学院大学 経済経営論集』四—一、一九八四、四—一「領限取計届之事」。
- (44) なお、こうした大坂町奉行における月例報告の制度は、「十二年以前寅年五月相極候—領切久離赦免願准シ、(一〇)」とあるように、一般には、「十二年以前寅年—」明和七年(一七七〇)に成立したものと想定される。そしてそれは、熊谷光子氏が検討された「明和七年の「申達」による「一領切」変事取捌きの廃止」を契機としたものと考えられる(『大坂町奉行所への諸届と「村々」』『日本史研究』四二—二、一九九七)。
- (45) 『上八』。
- (46) 『浪公』二八。
- (47) 藤田寛「付箋 その名称と機能」『東京大学史料編纂所報』二二、一九八七。『罪罰』二八頁。
- (48) 京都大学附属図書館蔵。『民訴』二〇—三三頁。
- (49) 前掲藤田論文。
- (50) 「大公・老」。
- (51) 『浪公』八九。なお同様の史料が『伺書』一四にも収録されている。
- (52) 『浪公』八六。
- (53) 前掲竹内著書。

【表】『伺書』（九州大学法学部蔵）収録史料一覧

番号	表題	年号	西暦	月	日	差出	史料の文言	宛名	付箋の注記	付箋の文言
1	私御代官所取斗之儀二付、左ニ奉伺候	寛政1	1789	3		(南)羽倉権九郎	奉伺候	(公)	御附紙、御勘定奉行根岸主膳(公)・根岸肥前守力	伺之通可被取斗候…御勘定奉行定所江可被相伺候
2	身代限請取候内二有之証文を以済方願候節之問合	甲(天明8)	1788	9	5	(南)羽倉権九郎	御擬合承知仕度	(大坂町奉行)	町奉行所付札	
3	貸物取戻出入不相消節取斗方問合	寛政1	1789	2	20	(南)羽倉権九郎	御奉行所御取斗二准し取斗候様仕度奉存候間	(大坂町奉行)	町奉行所付紙	
4	家屋鋪物出入厳切可致所、土蔵有之候節取斗方問合	寛政1	1789	5		(南)羽倉権九郎	御奉行所御取斗二准し取斗候様仕度奉存候間	(大坂町奉行)	町奉行所付札	難及御挨拶候
5	堂上方家来支配所内ニ致留置候儀二付問合	寛政1	1789	6.5		(南)羽倉権九郎	申送等も無之候儀二付、取斗方御問合申上候	(大坂町奉行)	町奉行所附札	
6	支配所内ニ新規名代蔵屋敷相願候節問合	寛政1	1789	7	10	(南)羽倉権九郎	御問合申上候	(大坂町奉行)	奉行付札	
7	衣類・諸道具惣意貸二而、貸銭定有之候得共証文不取置貨物、取戻出入之儀二付問合	寛政1	1789	10		(南)羽倉権九郎	申送無之難相決御座候、御奉行所御取斗二准候様仕度奉存候間	(大坂町奉行)		
8	江戸向・欠落人并捨物、先御届書之儀二付問書	西(寛政1)	1789	7		(南)羽倉権九郎	奉伺候	(公)	御附紙、御勘定奉行(公)曲淵申渡守	
9	名目銀出入之儀二付奉行所ノ違書	西(寛政1)	1789	3	4	(大坂町奉行)	右者西三月四日奉行所ノ違有之	(大坂代官)		
10	寺院家出之儀二付問合	寛政1	1789	8		(大坂代官)	先支配ノ申送無之難決御座候間	(東)	東奉行所付札	
11	借金銀出入済方日限中ニ不相消節、手銀日数并身代限等申付候儀二付問合之事	寛政1	1789	11	11	(南)羽倉権九郎	申送無御座候間、御奉行所御取斗二准し取斗候様仕度奉存候間	(大坂町奉行)		
12	捨子横多・非人江差遣候儀、并右捨子病死等之節取斗之儀、問合之事	西(寛政1)	1789	11		(南)羽倉権九郎	御奉行所御取斗二准し取斗方相伺候様仕度奉存候間	(大坂町奉行)	奉行所附紙	
13	行倒者死骸取片申渡候儀二付問合	寛政1	1789	12		(南)羽倉権九郎・谷(右衛門)	御問合申上候	(大坂町奉行)	奉行所付紙	
14	捨子有之節取斗方問書	寛政2	1790	3		(南)羽倉権九郎	右者石見守江問合候様二御座候…右問合之儀ニ准し取斗…奉伺候	(勘定奉行)	江戸御附紙	
15	遺書訴状致付失候者御儀之儀二付問合	寛政2	1790	5	9	(南)羽倉権九郎	御奉行所御取斗二准し取斗候様仕度奉存候間	(大坂町奉行)	奉行所附札	御城代江相達
16	家明出入之儀二付問合	寛政2	1790	6		(南)羽倉権九郎	右者御奉行所御取斗二准し取斗候様仕度奉存候間	(大坂町奉行)	右者大坂町奉行所江問合	
17	奉行所ノ引渡欠所物之儀二付問合	戌(寛政2)	1790	6		(南)羽倉権九郎	江戸表江御私之儀相伺候候間	(大坂町奉行)	奉行所附紙	此方江不及御掛合
18	三郷弘之者、支配所村方人別ニ加り、諸願致候節呼出等問合	戌(寛政2)	1790	2		(南)羽倉権九郎・谷(右衛門)	右々条御奉行所御取斗之趣承知仕度奉存候	(大坂町奉行)	町奉行所付札	
19	町奉行所ノ引渡欠所物之内、堂上方絵符・焼灯有之節問合	戌(寛政2)	1790	8		(南)羽倉権九郎	御問合申上候	(大坂町奉行)	右番付半屋敷江差出候処…村方ノ半屋敷江差出候様可申渡旨懸り与力ノ申渡候事	
20	茶屋株貸附貸銭出入之儀二付問合	寛政元亥(寛政3亥の誤り)	1791	1		(南)羽倉権九郎	先支配ノ申送等も無御座候間、御奉行所御取斗方ニ准し済方申付候様仕度奉存候…御問合申上候	(大坂町奉行)		
21	宇内江浦田類入遣度旨願出候節之儀問合	亥(寛政3)	1791	2		(南)羽倉権九郎	御奉行所ニ准し申度奉存候	(東・小田切土佐守)	町奉行小田切土佐守附札	
22	請出入二付三郷内亦者他願之者代人ニ罷出候節之事	亥(寛政3)	1791	3		(南)羽倉権九郎	先方支配ノ申送等も無御座候間	(西・松平石見守)	町奉行松平石見守附札	
23	奉公人引戻し并給金澤出入之儀問合	亥(寛政3)	1791	4		(南)羽倉権九郎	御奉行所御取斗二准し候様仕度奉存候	(東・小田切土佐守)	小田切土佐守附札	
24	中道放欠所物之事	亥(寛政3)	1791	5		(北)鈴木新吉		(東・小田切土佐守)	右小田切土佐守江差出候処、附札相濟	
25	人を殺候者之女房吟味之事	亥(寛政3)	1791	6	23	(南)羽倉権九郎	御奉行所御取斗之趣御問合申上候間	(東・小田切土佐守)	附紙、右者小田切土佐守吟味与力ノ小泉松之助ノ即日相渡候	
26	家賃銀滞出入、証文ニ村役人役判無之儀二付、借金銀二准候儀之事、并相手之者欠戻したし候節之事ノ覺	亥(寛政3)	1791	7	4	(南)羽倉権九郎		(西・松平石見守)	松平石見守附札相濟	
27	借金銀出入、其外売掛等同日二罷出候節之事、并町奉行所と御代官所と同日願、寺院ノ百姓江懸帳出之儀	亥(寛政3)	1791	7	9	(南)羽倉権九郎	右三々条先支配ノ申送無御座候二付、取斗方御問合申上候	(西・松平石見守)	右者町奉行松平石見守附札相濟	
28	預銀証文連印之内因果候者有之、右仲三代目程之相続人江相懸候出入之事	亥(寛政3)	1791	7		(南)羽倉権九郎	右御問合申上候間	(西・松平石見守)	右者松平石見守江七月廿五日直ニ持参差出、附札相濟渡り候	
29	支配所内ニ有之候堂上方用違之者、諸出入・吟味筋二而手銀・入牢等申付候節之事	寛政九亥(寛政3亥の誤り)	1791	9		(南)羽倉権九郎	取斗方兼心得置候様仕度御問合申上候間	(西・松平石見守)	右者松平石見守江同月七日差出候処、同十一日附札相濟	
30	三郷内之者家請ニ相立、支配所内ニ致仕居候借家人家出入之節、専方之儀問合	亥(寛政3)	1791	1		(南)羽倉権九郎		(西・松平石見守)	右者松平石見守江同月四日差出候処、即日附札相濟	
31	大工作料・諸職人手間賃滞出入之事	子(寛政4)	1792	1		(南)羽倉権九郎	御奉行所ニ准し取斗候様仕度奉存候	(西・松平石見守)	右者松平石見守江同月四日差出候処、附札相濟	
32	借金銀証文ニ請人を請負人と認有之出入取斗之事、并証文者拾々年過候而も、内渡致候節ノ拾々年ニ當り候証文之事	子(寛政4)	1792	2		(南)羽倉権九郎	右者御奉行所ニ准し取斗候様仕度御問合申上候	(西・松平石見守)	右者松平石見守江同月廿九日差出候処、同晦日相濟	
33	身代限相渡、親類江罷越同居候者江銀子預置候処、病死いたし候二付、後家并請人を相手取出入之事	子(寛政4)	1792	2.5		(南)羽倉権九郎	御奉行所ニ准し取斗候様仕度御問合申上候間	(西・松平石見守)	右者松平石見守江持参差出候処、即日附札相濟	
34	三郷之ものノ支配所内之者名ニ掛候家督出入之事	子(寛政4)	1792	7		(南)羽倉権九郎	先支配ノ申送等も無御座候儀御問合申上候	(東・坂部能登守)	右坂部能登守江問合候処、附札相濟	
35	無尺・頼母子構等出入之事	子(寛政4)	1792	9		(南)羽倉権九郎	先支配ノ申送等無御座候間、御奉行所ニ准し取斗候様仕度御問合申上候	(東・坂部能登守)	右者坂部能登守江差出、即日附札相濟	
36	取込出入之事	子(寛政4)	1792	8		(南)羽倉権九郎	先支配ノ申送も無御座候間、御奉行所ニ准し取斗候様仕度御問合申上候	(西・松平石見守)	右者松平石見守江同月十四日差出候処、同十六日附札相濟、御代官江直ニ相渡候事	御挨拶ニ難及候
37	支配所内ニ致仕居候三郷弘之者を手相取候出入吟味之事	(寛政4カ)	1792			(南)羽倉権九郎カ)	去々戌二月中小田切土佐守殿江竹垣三右衛門・拙者連名を以御問合差出候処	(大坂町奉行)	附札	
38	借金銀証文拾々年ニ相候儀ニ付証文認替願出候節之事、并連印証文之内相濟之事	子(寛政4)	1792	12		(南)羽倉権九郎	右者御奉行所ニ准し取斗候様仕度奉存候	(西・松平石見守)	右者松平石見守附札相濟	
39	町奉行所目安掛り之者御年貢不納之事	丑(寛政5)	1793	3		(北)鈴木新吉	御問合申上候	(東・坂部能登守)	坂部能登守附札	
40	堂上方名前認方之事	丑(寛政5)	1793	5		(南)羽倉権九郎	御奉行所御擬合相心得置候様仕度御問合申上候	(西・松平石見守)	右者松平石見守江差出、附札相濟	
41	大坂支配所内之ものノ西国筋之もの江掛り候出入之事	丑(寛政5)	1793	9		(南)羽倉権九郎		(西・松平石見守)	右者松平石見守附札相濟	

問月は0.5カ月加算、晦日は31日と表記。括弧内之略称は、次の役職を表す：(公) 公事方勘定奉行、(東) 大坂町奉行、(西) 大坂町奉行、(谷) 大坂谷町代官、(北) 大坂鈴木町北側代官、(南) 大坂鈴木町南側代官

【目録】『当地住御代官取捌』（大坂商業大学商業史博物館蔵）収録史料目録

番号	表題	年	西暦	月	日	差出	宛名
1	御勘定奉行衆書状写	(安永8)	1779	8	14	(勝)松本十郎兵衛・(公)山村信濃守・(公)桑原伊予守・(勝・安藤)安東 弾正少弼	(西)京極伊予守・(東)土屋 駿河守
2	御勘定奉行ノ来状写	(安永9)	1780	12	20	(勝)松本伊豆守・(公)山村信濃守・(公)桑原伊予守・(勝・安藤)安東 弾正少弼	(西)京極伊予守・(東)土屋 駿河守
3	御勘定奉行ノ差越候別紙写	(安永9)	1780	12		(勘定奉行)	(大坂町奉行)
4	覚	(安永10)	1781	2		(京都代官)小堀数馬・(京都河原町二条代官)角倉与一	(大坂町奉行)
5		(天明1)	1781	5		(南)青木楠五郎・(北)万年七郎右衛門・(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
6	此方ノ御尋書	(天明1)	1781			(大坂町奉行)	(大坂代官)
6		(天明1)	1781	5		(南)青木楠五郎・(北)万年七郎右衛門・(谷)大屋四郎兵衛	(東・土屋駿河守)
7		(天明1)	1781	4		(南)青木楠五郎・(北)万年七郎右衛門・(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
8	八田五郎左衛門来状写	(天明1)	1781	5	15	(東与力)八田五郎左衛門	
9	御代官ノ之再報写	(天明1)	1781	5		(南)青木楠五郎・(北)万年七郎右衛門・(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
10		(天明1)	1781	11	29	西目安方	
11		(天明1カ)	1781	8	14		
12		(天明1)	1781	12		(南)青木楠五郎・(北)万年七郎右衛門・(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
13		(天明2カ)	1782	7	9	(大坂町奉行)	(大坂代官)
14	御代官所ノ書面	(天明2カ)	1782	7	10	(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
15		(天明2カ)	1782	8	18	西地方役人	御月番様(東力)
16		(天明2)	1782	8		(南)青木楠五郎・(北)万年七郎右衛門・(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
17		(天明3)	1783	4		(大坂町奉行)	(大坂代官)
17		(天明3)	1783	4		御代官(大坂代官)連名	(大坂町奉行)
18	捨子・捨物・行倒之儀ニ付、三 御代官江懸ケ合一件書物	(天明1)	1781	12		(南)青木楠五郎・(北)万年七郎右衛門・(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
19		(天明1)	1781	12		(南)青木楠五郎・(北)万年七郎右衛門・(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
20		(天明2)	1782	1		(南)青木楠五郎・(北)万年七郎右衛門・(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
21		(天明2)	1782	1	31	(大坂町奉行)	(谷・大屋四郎兵衛手代)
21		(天明2)	1782	2		(南)青木楠五郎・(北)万年七郎右衛門・(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
22				10	18	同(西)寺社方	西目安方
23				1	23		
24		(天明4)	1784	1		(南)青木楠五郎手代山岡程右衛門	(大坂町奉行)
25	大屋四郎兵衛殿書付写	(天明4)	1784	1		(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
26		(天明3)	1783	7		(南)青木楠五郎・(北)万年七郎右衛門・(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
27		(天明4)	1784	12		(大坂町奉行)	(大坂代官)
28		(天明5)	1785	8	25		
29		(天明5)	1785	8	11	(南)青木楠五郎・(谷)大屋四郎兵衛	(大坂町奉行)
30		(天明6カ)	1786	8		(東与力)工藤小左衛門・大塩平八郎	
31		(天明6カ)	1786	2	29	(西与力)三宅十郎右衛門・内山秀次郎	
32	天明三癸卯二月七日例						
33	御代官所寺院出火咎申付候儀、 御届申上候書付	(天明6)	1786	5	11	(西)佐野備後守	(大坂城代・阿部能登守)
33		(天明6)	1786			同(西)吟味方役人	西御月番様
34				1	21		

閏月0.5カ月加算、晦日は31日と表記。括弧内の略称は、次の役職を表す：(公)公事方勘定奉行、(勝)勝手方勘定奉行、(東)大坂東町奉行、(西)大坂西町奉行、(谷)大坂谷町代官、(北)大坂鈴木町北側代官、(南)大坂鈴木町南側代官。